

令和4年3月甲良町議会定例会会議録

令和4年3月7日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第6号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第7号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第8号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第9号 甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第10号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第11号 甲良町長寿祝金条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第12号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第13号 和解につき、議決を求めることについて
- 第11 議案第14号 議決事項の一部変更について（令和3年度甲良町一般会計補正予算（第4号））
- 第12 議案第15号 議決事項の一部変更について（令和3年度甲良町一般会計補正予算（第5号））
- 第13 議案第16号 議決事項の一部変更について（令和3年度甲良町一般会計補正予算（第6号））
- 第14 議案第17号 議決事項の一部変更について（令和3年度甲良町一般会計補正予算（第7号））
- 第15 議案第18号 令和3年度甲良町一般会計補正予算（第8号）
- 第16 議案第19号 令和3年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第17 議案第20号 令和3年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第21号 令和3年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第22号 令和4年度甲良町一般会計予算
- 第20 議案第23号 令和3年度甲良町国民健康保険特別会計予算

- 第21 議案第24号 令和4年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算
 第22 議案第25号 令和4年度甲良町介護保険事業特別会計予算
 第23 議案第26号 令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計予算
 第24 議案第27号 令和4年度甲良町下水道事業会計予算
 第25 議案第28号 令和4年度甲良町水道事業会計予算
 第26 同意第2号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めること
 について
 第27 発議第1号 ロシアによるウクライナへの武力侵攻に断固抗議し、ロ
 シア軍の完全かつ無条件即時撤退を求める決議（案）
 第28 意見書第1号 ロシアによるウクライナへの武力侵攻に断固抗議し、ロ
 シア軍の完全かつ無条件即時撤退を求める意見書（案）
 第29 一般質問

◎会議に出席した議員（10名）

2番	岡田隆行	3番	山田充
4番	山田裕康	5番	野瀬欣廣
6番	阪東佐智男	7番	丸山恵二
8番	木村修	9番	建部孝夫
10番	西澤伸明	11番	宮寄光一

◎会議に欠席した議員（1名）

1番 小森正彦

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	産業課長	西村克英
総務課長	中川雅博	教育長	青山繁
会計管理者	丸澤俊之	教育次長	福原猛
税務課長	大野けい子	学校教育課長	寺田喜生
企画監理課長	熊谷裕二	社会教育課参事	上田真司
住民人権課長	宮川哲郎	建設水道課長	村岸勉
保健福祉課長	中村康之	総務課主幹	岩瀬龍平

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 橋本浩美 書記 山脇理恵

(午前 9時20分 開会)

○宮崎議長 ただいまの出席議員数は10人です。

議員定足数に達していますので、令和4年3月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番 山田裕康議員、5番 野瀬議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの17日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの17日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告並びに提案説明を求めます。

野瀬町長。

○野瀬町長 本日、令和4年甲良町議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。平素は町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここで、提案説明に先立ち、若干の行政報告をいたします。

新型コロナウイルスの感染がさらに拡大をしており、本町でも県全体でも感染者が増加をしております。現在、新型コロナワクチンの3回目の接種については、順調に接種を行っております。今できることは、一人一人が基本的感染防止対策に心がけていただくこととあります。引き続き町民に啓発し、お願いをしていきたいと思っております。

次に、令和4年度の当初予算編成においては、令和2年度の決算指標の経常収支比率、実質公債費比率が高く、財政構造の弾力性が厳しい中、これまで財政調整基金に財源依存をしてきたことから、令和2年度末の基金残高が、3年前の残高から半減の3億1,000万円に減り、令和4年度の予算編成においても一般財源が不足する状況と変わらず、財政調整基金に依存しない財政運営とするため、財政危機宣言(案)と、財政健全化に向けた取組を行うことにいたしました。令和4年度の一般会計当初予算は、前年度比7.4%

減の緊縮予算を提案させていただきます。

この間、4年連続で実質単年度収支が赤字続きであったことの財政運営に対しまして、町長といたしまして猛反省をいたしておりますとともに、その責任を強く感じているところであります。また、令和4年度は甲良町が過疎地域に指定されることになり、過疎法に基づいた本町の計画を議会議決いただくこととなります。この計画とともに、しっかりとした行財政運営につながられるよう取り組みたいと考えております。いずれにしても、厳しい財政運営が続くこととなりますが、歳入財源の確保と行政改革、財政健全化に向け、努力をいたす所存であります。

それでは、本日提案させていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第6号は、甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例であり、年金制度の機能強化のための国民年金法等が改正されたことにより、所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、議案第8号は、甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。ともに人事院勧告に伴います期末手当の率の変更の改正であります。

議案第9号は、甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例で、育児休業に対する環境整備等に関して、所要の改正を行うものであります。

議案第10号は、甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、保険税賦課方式を4方式から3方式へ段階移行するもので、資産割を減じることに伴う改正を行うものであります。

議案第11号は、甲良町長寿祝金条例の一部を改正する条例で、祝金対象者を満100歳の者のみに改正を行うものであります。

議案第12号は、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、町長の給料月額10分の2を3カ月間減額する改正であります。

議案第13号は、和解につき、議決を求めることについて、大津地方裁判所令和2年(ワ)第507号 損害賠償請求事件の判決によって生じた甲良町の損害について補填するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号から議案第17号は、議決事項の一部変更についてで、令和3年度甲良町一般会計補正予算第4号、第5号、第6号及び第7号の補正前予算額及び補正後予算額が、それぞれ440万9,000円の減額を反映していない誤りがありましたので、それぞれ修正させていただくため、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号 令和3年度甲良町一般会計補正予算(第8号)については、

2億3,942万1,000円を減額をいたし、補正後の予算総額を42億8,352万5,000円とするものであります。主な補正項目は、歳入では、町税の増額、地方交付税の増額、国庫支出金の増額、県支出金の減額、繰入金を減額いたし、歳出では、総務費で総務管理費の減額、民生費で社会福祉費、児童福祉費の減額、土木費で道路橋梁費の増額、住宅費の減額、消防費で消防費の減額、教育費で教育総務費の減額が主なものであります。

議案第19号 令和3年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)については、4,865万4,000円を減額いたし、補正後の予算総額を8億2,681万6,000円とするものであります。主な補正項目は、歳入では、県支出金の減額、繰入金の減額。歳出では、保険給付費の減額が主なものであります。

議案第20号 令和3年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)については、2,803万6,000円を増額いたし、補正後の予算総額を9億6,771万2,000円とするものであります。主な補正項目は、歳入では、国庫支出金の増額、県支出金の増額。歳出では、保険給付費で施設介護サービス給付費負担金の減額、居宅介護サービス給付費負担金の増額、地域支援事業費の増額が主なものであります。

議案第21号 令和3年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第2号)については、50万2,000円を減額いたし、補正後の予算総額を635万8,000円とするものであります。主な補正項目は、歳入では、使用料及び手数料の減額、諸収入の減額。歳出では、墓地公園管理費の減額、諸支出金の減額が主なものであります。

議案第22号は、令和4年度甲良町一般会計予算及び議案第23号から28号の令和4年度の4つの特別会計及び2つの企業会計の予算であります。一般会計予算につきましては、昨年度当初予算より7.4%減となる37億690万4,000円であります。特別会計につきましては、昨年度当初予算と比較で、国民健康保険特別会計、2.6%減となる7億8,929万1,000円、後期高齢者医療事業特別会計、2.0%増となる8,472万7,000円、介護保険事業特別会計、0.6%増となる8億8,613万2,000円、墓地公園事業特別会計、51%減となる68万1,000円であります。企業会計につきましては、昨年度当初予算との比較で、下水道事業会計、1.7%減となる6億4,975万2,000円、水道事業会計、14.1%増となる2億8,965万9,000円であります。特別会計及び企業会計による6つの会計の予算総額では、昨年度当初予算より0.4%増となる27億24万2,000円あります。

今回の予算編成につきましては、団体自治・住民自治を軸に「みんなでま

ちづくり」という行政運営の基本を前提として、総合計画の5つの目標を中心に予算編成を行いました。令和2年度決算指標の経常収支比率、実質公債比率が高く、そして財政調整基金残高も乏しいことから、緊縮予算にはなりますが、職員が結束をして事業を進めてまいります。

同意第2号は、任期満了に伴う甲良町教育委員会委員の任命につき同意を求めるものであります。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議をいただき、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○宮崎議長 次に、日程第3 議案第6号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第6号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和4年3月7日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第6号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例です。

まず、改正理由ですが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、甲良町消防団員等公務災害補償条例第3条第2項のただし書を削除するものであります。

本文をお願いします。

甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項、ただし書を削る。

附則 施行期日。1、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2で、経過措置で、この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以降も、なお従前の例により担保に供することができる。

以上です。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

賛成全員です。

よって、議案第6号は可決されました。

次に、日程第4 議案第7号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第7号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和4年3月7日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第7号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。

改正理由につきましては、令和3年度の国の人事院勧告によるもので、それに合致するものであります。

甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものです。

第3条ただし書中「100分の130」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改めるものです。

附則 施行期日です。この条例は、公布の日から施行する。

2項で、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を書いております。令和4年6月の町長等の期末手当の支給について、この条例の規定による改正後の同条第3条の規定の適用については、同条ただし書中「あるのは、」とあるのは「あるのは」とし、「同条第4項」とあるのは「甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第2項第1号中「127.5分の15」とあるのは「167.5分の10」とし、甲良町職員の給与に関する条例第22条第4項」とする。

規則への委任。前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事

項は、規則で定めるものです。

以上です。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第7号は可決されました。

次に、日程第5 議案第8号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第8号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和4年3月7日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第8号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。

改正理由は、先ほどと同じ人事院勧告に合致するものであります。

甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、第1条、甲良町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附則 施行期日。この条例は、公布の日から施行する。

2で、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置であります。令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の甲良町

職員の給与に関する条例第22条第2項及び甲良町職員の給与に関する条例第22条第4項から第6項までもしくは第28条第1項から第3項まで、もしくは第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

再任用職員以外の職員127.5分の15で、再任用職員72.5分の10。

第3項で、規則への委任。前項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定めるものです。

以上です。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 2日の全協のときでもお尋ねしましたが、職員組合との話合い、やったのか、やってへんのか、それが1つです。そして、やったのであれば、実行したのであれば、どんな、組合側から意見が出たのか、ご報告をお願いします。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長 全員協議会の方でちょっとご質問いただいたので、その後担当の方から組合の方と話をさせてもらって、基本は了解していますし、特に困ったような意見は出ておりません。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 確かに当事者である、当事者の話合いで決まっていくという賃金体系、そして処遇の体系ですけども、人事院勧告という大きな力で勧告がされています。名前のとおり、勧告であります。我が町は条例主義を取ります。そういう点では、民間ベースが下がったからというので公務員のベースも下げるといことになりますと、引下げのスパイラルになってしまいます。悪循環になってしまいます。そういう点でも今、コロナの状況で安定した給料が保障されるという公務員の立場がございます。しかし、民間ベースそのものが企業の、大企業ですけど、その分10億以上の資本金を持つ企業の内部留保金、これ、いつの間にか600兆を超えたということで報告をされてい

ますが、そういう点でも、そこに支出をするという方向にこそ、やっぱり経済の大事な発展があるというように思いますので、人勸の勧告を即町に当てはめるといふ点で、私は反対をしたいと思います。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第8号は可決されました。

次に、日程第6 議案第9号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第9号 甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和4年3月7日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第9号 甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例です。

改正理由につきましては、これも人事院勧告に伴いまして条例を改正するものであります。

甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続き任命権者を同じくする職」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改める。同号ア及びイを削る。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加えるものであります。

第23条で、任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその

配偶者が妊娠し、又は出産したことをその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2項で、任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な扱いを受けることがないようにしなければならない。

第24条、任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

職員に対する育児休業に係る研修の実施。

育児休業に関する相談体制の整備。

その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置。

附則 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上です。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第9号は可決されました。

次に、日程第7 議案第10号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第10号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和4年3月7日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○大野税務課長 議案第10号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

次のページ、本文をお願いします。

平成30年度から、県が国民健康保険の財政運営主体となり、令和6年度以降の早い段階において、県全市町で統一した保険税が設定されることから、保険税の賦課方式を変更していきます。

第3条、第6条、第8条では所得割の税率について、第4条、第7条、第9条については資産割について、税率をそれぞれに改正いたします。

附則です。この条例は、令和4年4月1日から施行します。

この条例による改正後の甲良町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、よろしくをお願いします。

○宮寄議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮寄議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第8 議案第11号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第11号 甲良町長寿祝金条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和4年3月7日。

甲良町長。

○宮寄議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 議案第11号 甲良町長寿祝金条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

改正の理由でございます。財政危機管理宣言第3次財政健全化により、近隣の実施状況を考慮し、今回は改正するというものでございます。

議案書の次のページをお願いします。

甲良町長寿祝金条例の一部を改正する条例。

甲良町長寿祝金条例の一部を次のように改正する。

第2条中「満年齢88歳、満年齢99歳及び」及び「以上」を削り、「有し、かつ、居住している者」を「有する者」に改める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

建部議員。

○建部議員 町長にお伺いします。

一般会計の予算書43ページに、老人福祉費、その中の報償費の中で、長寿祝金という予算があります。30万円。当初予算。そして今、この長寿祝金条例の提案がありました。この提案があるなしにかかわらず、もう既に予算書ではこれが可決されたものとみなして、88歳、99歳、100歳以上そのものを削って、予算30万を計上している。これは議会軽視じゃないのか。この条例の協議、審議をする以前に、もう既に予算書ではこれを外した予算が計上されました。議会を何と心得ている。どう思う、町長。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 基本的なご指摘をいただきました。財政制約が厳しい中、かなり見直し変更をいたしましたので、減額をするという、削減予算を編成、方針いたしましたので、本来建部議員のおっしゃるとおり、ルール上では、現行の条例どおりの、改正後の話になりますので、大変失礼ですが、改正を前提とした予算編成になっておりますことを大変申し訳なく思っております。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 この条例が改正された、また今日、仮に可決された後に、この予算というのを上げるというのは当然の話。そうでないと本末転倒というか、議会軽視になります。この規制する、施行する条例が改正もされないままに、予算だけがそのように先走り。議会制民主主義というのは、あらゆる町が行う事業、予算、そういったものが議会で可決される、議会で決定される、そのことを町が執行する。そういう仕組みなんです。議会が立法という形で意思決定を行った、そういう制度を議会制民主主義と言われる。議会の決定もないのに、予算だけが先走っている。ましてやこれ、この祝金、私は後で、討論で反対の討論をしますが、否決されたとき、その予算はどうするつもりですか、町長。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 冒頭申し上げました、今年度予算編成に当たりましての削減項目の中の1つでありまして、削減提案、そして条例改正、連動するのでありますが、削減後の当初予算編成の提案ということになってございますので、建部議員おっしゃった、ルール上、現行条例改正ができていない段階での変更については、大変申し訳なく思っておりますが、財政制約という中での編成作業をいたしましたので、大変申し訳なく存じているところでございます。ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

野瀬議員。

○野瀬議員 この長寿の祝金なんですけども、88歳、米寿に関してなくなるということ、私、仕方がないのかなという立場なんですけども、米寿祝金はなくなったとしても、賞状、88歳に対する賞状は私、なくしてほしくないと思っているんですけど、その辺、いかがでしょうか。

○宮崎議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 この福祉の事業の中の、消耗品的な範囲でできるのであれば、また検討させてもらいたいと思います。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 幾つかありますので、よろしく申し上げます。

まず1つは、88歳は継続する、建部議員が全協で発言をされました。大変合理的だというように思っています。利にかなっている。つまり、住民の皆さん、日本的にもそうです。米寿のお祝いというのはやはり日本の、しきたりとは言いませんけども、長寿を祝う、そういう流れの中でできた制度でありますし、社会的にその方の長寿、それから人生を歩んでこられたところを激励をしていく。そして、周りもその点で、そのお年寄りを囲んで平穏な暮らしをしていく、こういう流れの中でつくられてきた歴史があります。ここをなくすというのはどうかというて思っています。それについて、町長の見解を聞きたいと思います。

それから、先ほどの質問の関連に、建部議員の質問に答えられていました。少なくともこれ、条例主義でいきますと9月、そして、少なくとも12月にこの条例を制定をするというのが流れで、そして予算編成に入ってくるというわけですけど、やはり流れから言うたら、9月に提案をして当たり前と。これ、令和4年度の予算編成を編成するにあたって、急遽削ろうということになったのか、事前からこの長寿祝金はなくそうということで、町長の頭、思いの中にあったのか。これが1点です。

それからもう一つ、100歳以上と、それから99歳、これは廃止をしても道理は得られる、理解は得られているというように思いますが、いかがですか。

○宮崎議長 野瀬町長。

○野瀬町長 全協でも申し上げましたとおり、この制度が創設されたのが令和3年4月1日施行でございまして、建部議員、全協でおっしゃっていました喜寿であったり米寿であったり、卒寿であったり、100歳だったりということで、主には当時は100歳100万円というところから、長寿祝の始まりがありまして、議員のご意見も承りながら、何度かこの制度見直しを、

執行部としては提案をしてきたわけですが、今回、近隣市町も含めて、近隣の状況、それから対象年齢、支給額、それから背景には財政的な制約という諸案件を考慮いたしまして、今回こういう改正をお願いしたいということでございます。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 彦根は480億ほどの予算です。そのうち、16億を超える財政調整基金を取り崩して、年度末には220億、これは報道がされています。事業を少なく、事業削減を先送りするわけですが、住民に迷惑かけんところという思いが伝わってまいります。その点で、いつ、この方針、条例を提出しようかと決断した時期はいつになりますか。つまり、予算編成に当たって、削る、これは弱者を切り捨てるという発想そのものではないのかと思いますが、見解をお願いします。これが1つです。

それから、より根本的な長寿をお祝いするというのであれば、国保税、それから高齢期の、75歳以上の後期高齢の医療制度、保険ですね。それから介護保険など、年老いてもここに住み続けて、気持ちよく暮らしていける、経済の心配なく暮らしていけるという、そういう方向こそ根本的には大事だというように思います。そういう点で、この節目にお祝いをするという点で、縮小するという考え方が、私は理解ができないわけですが、その点2点、説明をお願いします。

○宮崎議長 野瀬町長。

○野瀬町長 縮小方向でありますので、時期としましては予算査定、それから、なおかつ一般財源が予算編成をくくるにおいて不足をしますので、さらに削減項目という中で、トップ査定の中でこの項目を入れさせていただきました。それから、国保、高齢者医療、介護保険という社会保障の制度については、制度設計をされた中で運用されておりますので、町といたしましては長寿社会になっていきますので、健康なお年寄りづくり、健康づくりに今後は力を入れていきたいというふうに思っています。

○西澤議員 最後ですが、議長。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 予算の編成を見ますと、財政調整基金の取崩しは5,600万ほどです。そして、年度末の見通しでは2億7,000万、調整基金が残ります。その点で、この約30万、40万という、100万以下の単位の金額、これを削ろうということ自体、大変、私は町長の発想自体がどこに向いているのかというように思いますが、どういう検討をされた結果ですか。つまり、2億7,000万の財政調整基金を残す結果に、予算編成、なっていますけども、ここは50万単位ぐらいはそういう部分に残していこうというように

はならなかったんですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 財政調整基金につきましては減り続けておりますし、昨年末の12月ではかなり厳しい状況でありましたが、ようやくここに来て予算編成、それから令和3年度の補正予算を見て、基金残高が、令和3年度末3億2,000万台、それから、令和4年度末の見込みとしては2億7,000万という推計をしておりますが、いずれにしても目減りをするということについて、できるだけ、厳しい財政事情ではありますが、できれば財政調整基金に蓄えができる、それは予算縮小、減額、町民の方に痛みを感じる施策も入っておりますが、そういう中で、皆さんでこのピンチを乗り越えさせていただきたいというものでございますので、それと、財政が厳しい町でありますので、近隣市町以上のことではなくて、近隣市町並みの制度に置き換えていきたいというものでございます。

以上であります。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

阪東議員。

○阪東議員 削減に当たって、各課に9.8%の削減せえというふうな形を、町長が言われまして、それはやりやすいところをどんだんだんだん削っていくというふうに思うと思うんです。基本的には、やっぱり削ったらあかんところと削っていいところで、もっと大幅に削らんとあかんところがあると思うんです。だから、やっぱりこのようなちまちました、やっぱり削り方では、多分駄目やと思うんです。これは財政のV字改革ができないと思うんです。やはり、ここまでやるかというふうに思うんですけれども、この点について、やっぱり単なる、各課に、すまん、ちょっと10%ほど削ってくれやというふうな形で指示し、出てきたなというふうな形を予算編成されたような気がしますので、これについては、ちょっと予算そのものも、ちょうど納得いかんところがたくさんあると思うんですけれども、その点について。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 財政危機宣言を町民に向かっても、この議会終わってから発信をするというお約束をしておりますし、それから、令和4年度予算編成について、短期でまとめてありますので、並行して、阪東議員おっしゃいました、もっと削らんならん項目についての切り込みについては、今後議員の皆さんのご意見も承りながら、財政健全化計画の中に盛り込めるよう、さらには行政改革の項目に何を入れていくかという、今後の作業も引き続いて継続をさせていただきますので、削りやすいところを削ったということをおっしゃいますけど、そういう見方をされても致し方がないかもしれませんが、この制

度についても近隣市町を参考にさせていただいておりますので、ご理解いただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 この条例に関してですけど、この前予算編成で9.8%削減は内部だけという、町長が私に答えてたんですけど、やはりこれ、町民に対する削減ということになってくると、これはやっぱりいけないことだと思います。それと、満88歳と100歳の人なんですけど、やはり前も言われたことがあると思うんですけど、やっぱり男性の方は100歳にはなかなか、平均寿命からいくとないんですけど、今度の47人と、今度の100歳の3人の男女の比率が分かったら、それだけちょっと参考にしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○宮崎議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 申し訳ございません。ちょっと男女の比率については、ちょっと今、手元に資料ございません。申し訳ございません。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

木村議員。

○木村議員 各議員がいろいろと質問されたことと、私もそのとおりのやなというふうに思うんですけど、私が1つ言いたいのは、88歳で取りますと47人というふうに、47万円ということですね。それを、もしも削っていくということになる場合、この予算を、今の予算の議会で決定してということになるんですけど、例えば1年間、1年間の猶予をもって、来年度以降、令和5年度からこの部分をなくしますというような、事前の、町民に対してのいわゆる雰囲気を与えることはできないのかなという質問でございます。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 急にという提案ではあると思うんですが、否決をされておりますが、以前のこの制度についても見直しの協議はさせていただいたところでもありますので、この際、こういう形で改めて見直しをいたしたいということでもありますので、町民の方にも厳しいことやなということを感じていただける1つになればということをおもいますが、それは取りも直さず、町行政の財政危機を招いたという根本原因はありますが、そういうことも認識をいただくということで、今回の改正をお願いしたいわけでございます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

木村議員。

○木村議員 今、町長説明されましたけど、先に阪東議員が言うてはることも、私もそのとおりのやなと思います。この項目、さっきも言いましたけど、47

万という、あるいはその、99歳と101歳以上ということを加味すると、もう少し増えるわけなんですけど、その点、その部分で削る云々というよりも、もっとほかのところで削っていただきたいという部分は、予算決算の方でまた質問させてもらいますけど、そっちの方が何ぼでも削れる分があるんじゃないかと。この部分は絶対に削ってほしくない。今、言っていましたように、いきなりと違って、猶予を持ってということやったら、まだ考える余地はありますけど、それが残念なことです。これは答弁よろしいです。また、予算決算で質問させていただきます。

以上です。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

岡田議員。

○岡田議員 私も、ほかの議員の方が皆さんおっしゃられているとおり、いきなりではなく、やはり経過措置等を設けて、例えば3カ年にわたって1つずつ項目を減らすという形で、先ほど西澤議員も言われたように88歳、100歳からというところを残しての経過措置を考えていただければよろしいかなと思います。やはり、なかなか今、平均寿命の方も85、86、なかなか88歳というのは、なかなか非常に、なかなか難しいところもありますし、その間、甲良町にずっと住んでいただいたということで、やはりその部分をいきなりなくすというのは、非常に心苦しいかなと。先ほど皆さんも言われたように、ほかの予算でも、私もまた予算決算常任委員会の方で、ちょっと提案をさせていただきますが、削れるところ、結構ありましたので、またそういうこともふまえて、こういった町民の皆様に対しての、そういう措置等については少し勘案していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 大変申し訳ないです。そういう経過措置等々を考えずに、今回条例改正という提案をさせていただきましたので、できるだけご理解いただきたいというのが執行部でございますので、よろしくお願いいたします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 私も、各議員皆さん、議員の皆さんから一言ずつ言っておられましたが、やっぱり急になくすというのでなしに、事前に、令和5年からとかいうふうにするとか、やっぱり今言う、4月から過疎地に認定される甲良の町であり、高齢者の数も少ないわけにありますので、これはやっぱり残していくべきだと思うんですが、皆さん思うのと一緒で、無駄な弁護士費用を使っているぐらいだったら、このぐらいのものは十分残せると思うので、ちょっとその辺のことをお願いしたいと思います。みんな、思っていることは多

分一緒だと思えますよ。弁護士費用の方がもっとたくさん費用がかかっている。これは無駄な弁護士費用。しかし、この88歳のことに関しては、もうやっぱり続けていく、続けていくにしても、今言う令和5年、令和6年、これは急になくさないで、このまま続けていただきたいと思えますが、どうですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 多くの議員の皆さんのご意見をいただきました。大変申し訳ないです。今回は、何度も申し上げましたが、近隣市町並みに一気に解消したいということでございますので、よろしくをお願いします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第9 議案第12号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第12号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和4年3月7日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 提案説明でも申し上げましたが、今回、町長の月額給料につきまして、10分の2を3カ月間減額する改正の提案をお願いするものでございます。

議案第12号 甲良町特別職の職員に関する条例の一部を次のように改正いたすものでございます。

附則中第17項を第18項といたし、第14項から第16項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第13項中「令和2年4月1日」を「令和4年7月1日」に改め、同項を附則第14項とし、附則第12項の次に次の1項を加える。

第13項といたしまして、令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間における町長の給料月額、別表および第9項の規定にかかわらず、同表に掲げる給料月額から、その給料月額の100分の60に相当する額を減じた額とする。

附則 この条例は、令和4年4月1日から施行いたしたいものでございま

す。

よろしくお願いいたします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 1点です。これ、議案の13号とも関連しますが、3カ月の減給を自ら課すということを決断したわけですが、単なる責任を取ることか、そうでなくて、何がどのように間違っていたのか、どのような指導監督が不足していたのかという点を明らかにしていただきたい。以前の2日の全協のときでも説明があったと思いますけれども、改めて、この和解のところでも金額5万円を支出し、そして、約5万円ですね。そして、この減給の2割、3カ月というのを出された深い意味があるのか、その点、説明をお願いします。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 今回の給料改正につきましては、おっしゃいましたように、損害賠償請求を受けまして、判決が下りました。その結果責任ということでもありますし、それから、過去に遡りますと、令和2年の11月12日に、総務民生常任委員会と産建文教常任委員会で、失職した議員を本会議に出席させたという件、それからもう一つは、令和元年度の下水道事業会計の赤字決算という宿題を含めて、その3つの責任をもって、今回減額提案をさせていただいたということでございますので、それぞれ各事案については、当時検証、それから結果含めて、私の至らなさについての反省をしておりますし、今回についても行政の事務遅延ということを起こしておりますので、その責任を感じているところでございます。よろしくお願いします。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 今回新しく加わったのが、放置を約1年、送付すること自体を放置されてきたことなんですけども、町長が直接、こういう事案に何らかの関わりがあったのかどうか、そして、その指導監督の点で怠りがあったのかという点では、どうなんですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 関わりについては、裁決書の決裁であります。裁決書の決裁は審議会から答申がありまして、6月にもう既に裁決書の決裁をしておりますので、そこから事務的に速やかに書類を送致していれば、あるいは渡す行為をしていれば1年間も遅れるということにはなかったわけですが、私の決裁は6月という段階ですが、それが明けて次の年に遅れたということについては、議案13号の説明の中でも報告があったとおりでございます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

阪東議員。

○**阪東議員** 特別職というふうなところで、責任は、町長も感じておられると思うんですけども、やはり給料を減額というのは、基本的にはあまりもう、知事裁定の件もありますし、また仮にこれが事例になって、また教育長、特別職、そういうものもまた責任を痛感して、やっぱり減額するというふうな形になっては、やっぱりモチベーションが下がっていくというふうに思います。そういった意味で、基本的には今、こういう緊急事態宣言、緊急事態の財政宣言をされまして、やっぱりもっともっと頑張ってもらわんとあかんとこ所に給料を下げるということは、モチベーション下がりませんか。僕は思うんですけど、町長のお答えを。

○**宮崎議長** 町長。

○**野瀬町長** おっしゃるとおりかもしれませんが、特別職には職員のように非違行為に対する懲戒処分というのがありませんから、それは今回、私は自主的に提案をさせていただいているわけですので、そういうことにつながる行政推進をめざしていきたいというふうに思っています。

○**宮崎議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 町長だけやったら別にかまへんねんけど、基本的にはやっぱり、そういう教育長も波及する可能性があるんで、そこら辺、やっぱり慎重にすべきというふうに思うんですけども、いかがですか。

○**宮崎議長** 町長。

○**野瀬町長** ご意見ありがとうございます。私の気持ちとしては、これを最後にしたいという気持ちでいっぱいでございます。よろしくお願いします。

○**宮崎議長** ほかにありませんか。

丸山議員。

○**丸山議員** 今、阪東議員も言われましたけど、やっぱり正直町長に聞きたいのは、この失職した議員を出席させていたこと、建設水道課の当時の参事が下水道40.1%の赤字比率を出したことで、それが不服で県に申立てまでした部分ですよね、当時。それ、半年前でなく、今気づいたんですか、逆に。これを聞かせていただきたい。当時はそれが不服やいうので、県に、知事宛てに行きましたよね。それが今、同じようなことをこれ、するということは、ちょっと考えを聞かせていただきたい。当時は、そのとき何とも思っておらなかったのか。

○**宮崎議長** 町長。

○**野瀬町長** 当時、私は10分の1、3カ月を提案させていただきました。それで、議員提案がありまして10分の2、6カ月という提案がひとまず可決をされて、それを私が県知事申出をしたことによって、私の提案も否決をさ

れ、議会の提案も否決をされ、私の給与減額ということが不執行のまま積み残っていたということでありますので、今回3つをまとめさせていただいたということでございます。ご理解いただきたいと思います。

○宮崎議長 丸山議員。

○丸山議員 分かりました、よく。やっぱり町長、そういうようなことは事前に、やっぱり議会とも相談、私がこういうことで失態を起こしたことに關して、こういう思いがあるでと。やっぱり何の相談もないまま、そういうような一方的で納得できなんだとか、今、比率がよかったら当時、半年前か、それが今言っている20%の3カ月だったら納得していたということですか。だから、それは町長の思いもやっぱり言うてくれんとあかんと思いますよ。あのときは、やっぱり下水道の比率で10%、失職していた議員を出したことに關しての10%、そういう意味での10%、10%、20%の減額を、正直言うて私が出したのはそこなんです。だから、やっぱり今後、こういったこともずっとあると思うので、いろいろと。何かにつけてもね、町長、やっぱり相談を、やっぱりするべき、お互い。だから行政の、私は昼から一般質問で言いますけど、行政職の野瀬町政が出来上がっていないとか、そういうところ。そういうところを、やっぱり職員とのうまくいっていないところを、昼から一般質問しますので、ちょっと今はこれでやめておきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 この議案を出されて、またこれを議員の方が可決した場合、また町長の給料を下げたんかということ、また言われそうな気がして、この案に対しては、ちょっと不審に思っています。

それで、私が言いたいのは、このとき町長は失職議員においても責任を取ったと言うているんですけど、失職議員のことに關しては懲戒審査委員会にかけて、職員は誰ひとり処分なかったのに、今時分、これ、町長が思ってきたということは、ちょっと僕は不思議に思うんです。このときに職員が処分されているんだしたら、これを付け加えてもええけど、誰ひとり処分されていない。それなのに、何でこんな、失職でするんやったら、失職議員のことを付け加えるんでしたら、やっぱりこのときの懲戒審査委員会、間違ったということを行っているようなものです。どう思いますか、これ。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 失職議員を出席させたことについては町長の責任でありますので、職員には及んでいないということ、それから、下水道会計の問題については懲戒処分がありましたので、それは申し伝えておきたいと思えます。

○山田裕康議員 最後だけ。

○宮崎議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 失職議員は誰も、やっぱり処分されていないのは、町長の責任と言いましたね、今。町長に知らせるのが遅かったとか、いろんな意見を、このときは伺っていましたよね。あなたも知らなかったということを行っているのに、やっぱり職員がきちっとあなたに報告していれば、こんなことないのに、その責任を取るといふようなことは、やっぱり職員も職員で責任を取ってもらわんことには、これは納得できません。やっぱり、そんなところも加味して考えていただきと思います。

以上です。これに対してはご答弁よろしいです。以上です。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第10 議案第13号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第13号 和解につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年3月7日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第13号 和解につき、議決を求めることについてです。

このたびは、大変申し訳ありませんでした。職員の職務怠慢により甲良町に損害を与えたことについて、その金額について補填させていただきたく、議決をお願いするものであります。

議案書の方をお願いします。

次のとおり和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号により、議会の議決を求めるものです。

和解の内容であります。

大津地方裁判所 令和2年(ワ)第507号 損害賠償請求事件の判決によって認容された損害賠償金10万円及びこれに対する令和2年10月14日から令和4年1月31日までの遅延損害金3,902円について、甲良町に損害を与えた当該金額を補填するため、相手方と当該金額の補填割合について和解をするものであります。

2番目で、和解相手方の所在地及び氏名は、ご覧のとおりであります。

3番目の和解の理由については、本件については大津地方裁判所 令和2

年（ワ）507号 損害賠償請求事件の判決によって生じた甲良町の損害について補填するため、和解をしようとするものであります。

裏面をお願いします。

和解契約案であります。

大津地方裁判所 令和2年（ワ）507号 損害賠償請求事件の判決によって認容された損害賠償金10万円及びこれに対する令和2年10月14日から令和4年1月31日までの遅延損害金3,902円について、甲良町が被った損害の補填に関し、次のとおり和解締結をするということで、締結の内容が1から4に記載された内容であります。どうぞよろしくをお願いします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 幾つか聞かせてもらいます。

1つは、町長の町への支出です。これが寄付行為に当たらないという法的な根拠を説明いただきたいと思います。

2つ目は、この損害の賠償判決ですね。これはあくまで行政行為の中で起きた間違い、事案ですよ。ですから、個人的な民事責任を問われて判決が下りたわけではありません。その点で、どう考えたのか。それから、2人の課長も、これ、懲戒処分としての減給で対応するものだというように思います。つまり、行政行為ですから、その点での減給をして、町に損害をかけた分も、そこで補填される仕組みになります。

もう一つ、この件に関して、全協で企画監理課長が報告書を提出されました。その一つ一つの提出期限、公表期限、それから送付期限、例えばを言いますと、情報公開請求をしたら2週間で回答を出すというようになっています。それ以外は期限がないんです。審査委員会をいつまで開くかもありません。そういう点で、そういう期限の定めが必要ではないのかというように思いますが、見解を聞かせてください。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 私の寄付行為の件であります。これについては公職選挙法に抵触ということが考えられましたので、野瀬喜久男個人として損害補填をするということで、顧問弁護士と協議の中では、寄付行為に当たらないという見解を求めております。それから、今回の提案については、自主的に町に損害を与えた金額についての、申出によっての補填をさせていただくということでございます。

それから、職員の懲戒によって補填ということではありますが、今回は、この議案は申出による町の損害についての補填でありますので、懲戒については別と、分けて考えるということを考えております。

それから、事務的な期日の問題については、企画課長の方から少し補強していただきます。

○宮崎議長 企画課長。

○熊谷企画監理課長 議員おっしゃったように、情報公開請求につきましては日数の定めが、条例なりで定められております。ただ、そのほかについては「速やかに」というような書きぶりであるとかいったことによって、具体的な期日の定めがないところです。ただ、こちらにつきましては、様々な事案に基づいて、一定期日を設け切れないといえますか、そういったことを要因としての「速やかに」という書きぶりがあるのかなとは思いますが、今、ちょっと初めてお聞きしたことなので、この場で直ちに、じゃあいついつにしますと、期限を設けますということまでを、ちょっと決定するような、ちょっと事例なり、他市町のこともちょうと持ち合わせませんので、うちだけがそういうふうにしているというような事案であれば、直ちにということも必要になってくるかもしれないので、それはちょっと研究しながら、今後考えていきたいなと思います。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 期限を定める問題ですけども、期限が定めていればこそ、このところに合わさんならん。ですから、14日の情報公開の回答ですけども、14日に間に合わなかったら、私もいろんな事例をさせていただきましたけれども、間に合わないので3日間の猶予をくださいというて、連絡がありました。そういうことで、行政側にプレッシャーがかかります。けども、「速やかに」が、私の経験した事案では1カ月もかかったやつがあります。1カ月が速やかではないんですよね。ですから、そういう点でも、いろんな事情が生じるかもしれませんが、生じることを前提に、2週間ないしは3週間というように定めていく必要があります。審査会を開催することについては、相手の弁護士さんなどの委員さんの都合がありますので、そこは余裕が要ると思いますが、けども、そういう点で定めをして、その定めを基準にして、延びる場合は当人さんに連絡をちゃんとするということが大事かと思っておりますので、検討いただきたい。これが1つです。

それから、行政行為で起きたことをあくまで民事の責任にさせていきますと、次の、1つの前例になっちゃうと。つまり、行政の行為の中でミスが生じて訴えられる、ないしは損害賠償していかんならんようなミスが起こる、そういう場合も、刑事責任のような問われ方をしていくということになりますので、やはりこの事案では懲戒処分が先行すべきだというように思いますが、2点、回答よろしく申し上げます。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 今回の期日を定めることにつきましては、おそらくこの条例であり、要綱でありを定めるときに、多分総務省なり国のひな形であるとか、そういったことに基づいて作成したんであろうかなという、作成経過があったのかなと思います。そういったことも含めて、近隣市町の状況もちょっと確認をさせていただいた上で、今後、ちょっと研究させていただきたいなと思います。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

阪東議員。

○阪東議員 長年仕事も、私もまだやっているんですけども、このような、今の西澤さん言わはったような公務の中で、賠償というか、そういう補償を求めるといふような形も、あまり民間では聞いたことないんです。本来、これは触れてはあかんと違うかなというふうに思うんです。やはり労働基準法というふうな形の法律がありますよね。やっぱりそこは、そういうような契約もしても駄目ですよ。たとえ賠償を求める契約しても駄目ですよ。法第16条ぐらいに書いていると思うんですけども。

それに、例えば幾らそういうふうな形を呈しても、それは町長の方から、やっぱりそれは契約してはいけないというふうな、多分法律、町長というか、企業のトップの方から、やっぱり契約してはいけないという法律が、必ずあると思うんです。そういうところも抵触しながら、今、西澤さん言われたところも抵触を起こす可能性があるんで、これはもう悪法というふうに言わざるを得ないと思うんですけど、企画監理課長、ちょっと。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 この和解条項に対して、私がちょっとコメントをして、いい、悪いということをご意見させていただくのは、ちょっと差し控えさせていただきたいなと思います。あくまで、この求めに対して、議決という形で皆様のご判断されることなのかなといったようなことであろうかなというふうな、ちょっと発言でとどめおきさせていただきたいと思います。すいません。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 それなら、いっぺんそこら辺を調べて、弁護士さん、これ、もう弁護士もやっぱり聞いてもろうて、それは何か抵触するん違うかというふうに僕は思うんです。やはり、そこはいっぺん、やっぱり調べてもらわんとあかんと思うんです。今日は僕、否決しようと思ってるんですけど。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長 先ほどもちょっと説明させていただきましたが、あくまでも申出ということで、ちょっと町に損害を与えたので、申し訳ないので、甲良町の

方にその補填分だけを何らかの形で返せないかというようなことで、ちょっと弁護士さんと相談させてもらったら、返す方法としてはこういう方法があるよというような、ちょっと話も聞きましたので、何らかの形でいう、これならば法律に抵触しないやろうということで、和解の議決を上げさせてもらいたいというのが実態であります。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 最後、すんません。やっぱりこれを可決するということは、やっぱり締結するということなので、それに等しい書類の文面ということで、やっぱり慎重に、幾ら言うても、やっぱり頭が断らないとあかん話なんで、これだけは付け添えておきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

建部議員。

○建部議員 冒頭で総務課長は、職員の怠慢により、こうこうしかじかで弁償をさせていただくということをおっしゃりました。職員の怠慢でこういうことに起こったということになれば、町長、まずはその責任の所在を明らかにし、その職員に対する責任を負わす。そして、それ相当の戒め、処分をすることというのが、これはもう公務員社会では定則。要するに、まず町の職員のそういう怠慢によって、そういうことが起こったというなら、まず懲戒処分をしなければいけない。これはもう当たり前の話ですよ。ですから、懲戒処分ですら明らかにする。その責任の重さによって、その懲戒処分の度合いが決定する。そのことによって、職員は戒めを受け、そしてその反省と償いを行う。これが懲戒処分の在り方。それを、懲戒処分を逃れるために弁償する。この論法、どうですかね。

まず、町の組織としては懲戒処分が先。そして、その弁償をするかしないかというのは、する必要がない。町の組織の中では、そういう過ちを犯した、またそういう職員に対する懲戒処分は、そのために懲戒処分でもって償わせる、戒める。そういうことですから、その罰を受ければ、あえてこの事例のように職員が割勘で弁償するというような、これはもうあってはならない、こんなことをするべきじゃない、弁償。結局、町長、その職員には懲戒処分はしないのか。そのために、この弁償をさせることによって懲戒処分を逃れると、そういうふうなのか、どうですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 懲戒処分については、2月28日で企画課長から私への報告があって、それを写しとして全協で説明させていただきました。関係職員が複数に上っておりますので、全ての関係職員のヒアリングも終わっておりますので、これについては職員の分限懲戒審査委員会に諮って、その結果、答申を

いただいて、処分ということのルールで持っていきたいと思っておりますので、懲戒処分をしないということではなく、やるということでございます。

それから、今回については公費公金で支出をした、その補填ということで分けて考えて、これについては公費で支払う、あつてはならんミスによって、町民に不利益を与えるような支出をしたという行為に対する町への補填ということで、懲戒処分とこの自主申出については、分けて考えているところでございます。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 適切な処分がされれば、あえて弁償させる必要はないんじゃないのか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 事務遅延を招いた職員については懲戒処分というふうに、次への手続に移りますが、今回の支出については、ひとまず公金を補填をするという申出でございます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

○西澤議員 議長、すいません。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 答弁漏れがあります。

寄付行為に当たらないという点で答弁漏れがありましたので、つまり法的根拠は何かというふうに、先ほど聞きました。弁護士のアドバイスがあったのでと、アドバイスが法律ではありません。弁護士はいろんなことを考えて、そのアドバイスをした根拠、つまり、寄付行為に当たらないというのは、どういう条文を適用して当たらないというように説明したのか、お答えください。よろしくお願いします。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 受けておりますのは、寄付行為については、選挙区内における町民に向いての寄付行為をすることによって与える影響といたしますか、それが公職選挙法の趣旨でありますので、今回は野瀬喜久男個人が公金補填をするということで、それに当たらずということでございます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 この行為、私ももう不思議に思っていたんですけど、町長個人でやると、公金を補填するということなんですけど、甲良町長としての補填じゃない、個人ということになったら、これ、する必要もないし、何もなし。職員が懲戒処分を受ければええのに、ないということで、この2人に対しての、企画監理課長の報告には、この2人の名前、挙がっていませんわ

ね。それやのに、この2人は先にこういうことをやって、きちっとした懲戒処分か、きちっとした答えが出てきてからのことであればいいんですけどね、やっぱりそこら辺のところをきちっと、懲戒審査委員会に委ねているのであれば、ここが出てからこれは出すことであって、町長からとか、課長がまずは即今これだけするということは、ちょっと避けた方がいいと思います。どうですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 何度も申し上げております職員についての懲戒処分は、所要の手続をもって処分を対象にしていきたいと思っておりますし、それが、今回については令和3年度で公費支出がありますので、ひとまず3年度内に、この損害についての補填をさせていただきたいというものでございます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、ここでしばらく休憩します。

(午前10時50分 休憩)

(午後11時05分 再開)

○宮崎議長 それでは、休憩前に引き続き、開会いたします。

次に、日程第11 議案第14号から日程第14 議案第17号を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第14号 議決事項の一部変更について（令和3年度甲良町一般会計補正予算（第4号））。

議案第15号 議決事項の一部変更について（令和3年度甲良町一般会計補正予算（第5号））。

議案第16号 議決事項の一部変更について（令和3年度甲良町一般会計補正予算（第6号））。

議案第17号 議決事項の一部変更について（令和3年度甲良町一般会計補正予算（第7号））。

上記の議案を提出する。

令和4年3月7日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第14号から17号でございます。この案件についても、大変申し訳ありませんでした。職員のチェックミスによりまして、議決事項

の一部変更をお願いするものであります。

令和3年度の9月議会で、一般会計補正予算の修正案が可決されました。修正された補正後の予算額を次の補正予算書の補正前の金額にすべきところが、できていませんでした。以後、その数字が4議案ずれておりましたので、それを修正させてもらうものであります。どうも申し訳ありませんでした。

議案第14号です。議決事項の一部変更についてということで、令和3年度の甲良町一般会計補正予算（第4号）であります。

令和3年度甲良町一般会計補正予算（第4号）について、次のとおり一部変更をするため、議会の議決を求めるものであります。

本文中、歳入歳出予算の総額を「4,329,094」を、「4,324,685」に変更するものでありまして、以下、この記載のとおり第4号補正の数字を変更させてもらうということでありまして、

次に、議案第15号でございます。これも令和3年度甲良町一般会計補正予算（第5号）のところでありまして、

令和3年度甲良町一般会計補正予算（第5号）について、次のとおり一部変更するため、議会の議決を求めるものであります。

本文中、歳入歳出予算の総額「4,380,099」を「4,375,690」に変更するものでありまして、以後、記載されたとおりに5号補正も修正させてもらうものであります。

次、議案第16号であります。これについては、令和3年度甲良町一般会計補正予算（第6号）の修正のところでありまして、

本文中、歳入歳出予算の総額「4,427,786」を「4,423,377」に変更するものでありまして、以下、記載のとおり第6号補正を、数字を触らしてもらうものであります。

最後、議案第17号であります。これについては、令和3年度甲良町一般会計補正予算の第7号の分でありまして、

本文中、歳入歳出予算の総額「4,527,355」を「4,522,946」に変更させてもらうものでありまして、以下、記載のとおり第7号補正の数字を触らしてもらうものであります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、議案第14号から議案第17号を一括で、質問お願いいたします。

西澤議員。

○西澤議員 去年の9月27日に修正可決された金額、建部議員が分かりやすい一覧表を出していただきました。440万9,000円、これがずっと反映されないまま、4次にわたってそういう補正予算が出されていたと。この

点では、私たち議員も総額を検算するという作業は、私自身はしたことありません。というのは、やはり町の数字の、計算上のやつは、きちんと公務員である限りしているというように、信頼関係で思っています。その点のチェックが、これからは必要なのかという点で思わざるを得ないぐらい、なります。その点では、議会の側の反省も必要かと思いますが、実務の点でこういう漏れが生じたというのは、実態のところ、内部でどういう作業でこの修正可決したやつを反映して、次の年度に、次の補正に送っていく、次の予算に反映していくという点が、なぜ、どんな状況から漏れるのかというのを、リアルに説明いただきたいなというように思います。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長 大変申し訳ありませんでした。一口に言わせてもらおうとチェックミスということですが、実際の実務を若干説明させてもらいますと、補正予算が可決されますと、全職員が伝票を切ったりするのに、パソコンの中の数字は、実際触ります。それで、補正第3号の後、次、補正第4号いうことで、その中では、数字的には正しいのが動いています。実際、予算書をつくるときに、実際、今回の補正の中身を、まずします。今回300万の補正、仮にしたら、補正の中身は議論して決めますが、それを予算書にする、このページですが、このページは手打ちです。職員が自らこの表を打つ項目になりまして、この予算額は書くんですけど、この前後のチェックができていなかったというようなことで、今回こういうことが生じたんです。どうもすいませんでした。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 440万9,000円が動いている、その作業はパソコン上でしている。そのパソコン上で出てきた結果、そして減額をされた分の反映が予算書に反映しないというのは、なかなか理解しにくいんですね。つまり、横へ動いて、庁舎内でパソコンで処理をしていることが、このまま写しに入っていないのか、そのままデータで入っていないのか。そういう作業がしてなくて、それとは切り離して、手作業でしているという点からミスが生じる。この点は、統合することは不可能なんですか、できないんですか。つまり、そういう手作業をする場合、いろんな点で見落としがあります。手打ちのところで見落としがしたりしております。そのことが生じないように、動いたデータがそのまま次の予算書、補正予算ですよ。そこに反映するというような作業にできないんですか。そのことが何でずっと見落とされてきたのか、説明をお願いします。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長 今言われた指摘ですが、パソコンの中のデータを整理したと

きに、議案書をつくるというときの、そこで数字さえきっちり合わせておく
とできるんですが、直接リンクはされない仕組みになっていますので、そこ
でのミスが、チェックミスがありましたということです。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 1つ質問しますけど、これはやっぱり1人でやっていて、こ
ういうミスが起きているのであれば、絶対にこれはあかん。チェックミス
もあるし、2人がきちっとしたのでやれば、間違いというのは起こりにくい
んですけど、やはりそういう体制づくりも必要かなど。それで、チェック機
能を充実させなあかんので、これ、やっぱり議案というものが出てくるので、
議員に対して出てくる議案は間違っていたということを、今、言うているん
ですけど、やっぱりチェック機能、それと、1人がやっていることによって
こんなミスが起きているんやったら、2人が絶対に行うとか、そういうこ
とは考えているんですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 西澤議員との質問もそうなんですが、単純に計数を、数字を合わ
すということは、それぞれ議員の皆さんを煩わすということはしなくていい
ように、行政が正確な計数を反映させるということでもありますので、今、手
作業で反映されないという話でありましたが、単純なミスが起こらないシス
テムに反映できないのかという問題も含めて、今回の検証を含めて、議員の
皆さんに煩わせない正確な予算書が出せるように、内部でもう一度検討して、
こういうミスを起こさないように改善をしていきたいと思っています。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第14号について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 14、15、16、17に共通をする点で討論させていただきます。

今、説明聞かせてもらいますと、反映はする。つまり、減額された440
万9,000円の金額を反映した、パソコンの打つの作業はする。そして、
出てきた総トータルのところ、補正予算の、次の補正予算に反映されない。
この点では、チェックという作業というのは大変難しい。何をチェックする
かというやつを限定しないと、チェックはできません。私もよく間違いを犯
しますが、この点のところ、一般的に流れているやつは見落としてしま
います。そういう点ではリンクをする、ないしはその総額をコピーをして、そ
のまま補正予算、次の補正予算に送っていくという作業にしないと、これは

手作業でやっている限りは、やはり総額の点、それからそれぞれの科目の合計を出したり、それから金額そのもの、いろんな施策上の金額が出てきますよね。その1つの科目にしろ、10も20もあれば、その総トータルの合計が出てくるわけですけど、その総トータルについては、議会のチェックをいちいちしているとなると、3日、4日かかっちゃうというふうになります。そこは私たち、信用しているんですよね。そこに応えてもらって、やはり手作業による穴ができないように、ミスができないような作業工程に、ぜひしていただきたいという点です。遅れて発見をされた点から見れば、この議案、4つとも議案は、私は賛成をさせていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 先ほど町長が答えられたように、これからちゃんとチェック機能、また、ことをしっかりとやって、これが二度と起きないということを私は思っていますので、賛成といたします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第14号は可決されました。

議案第15号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第15号は可決されました。

議案第16号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第16号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。
起立全員です。
よって、議案第16号は可決されました。
議案第17号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第17号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。
起立全員です。
よって、議案第17号は可決されました。
次に、日程第15 議案第18号を議題とします。
議案を朗読させます。
局長。

○橋本事務局長 議案第18号 令和3年度甲良町一般会計補正予算(第8号)。
上記の議案を提出する。
令和4年3月7日。
甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。
総務課長。

○中川総務課長 議案第18号 令和3年度甲良町一般会計補正予算(第8号)を説明いたします。
予算書の裏面をお願いいたします。
令和3年度甲良町一般会計補正予算(第8号)です。
歳入歳出の予算です。
歳入歳出それぞれ2億3,942万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ42億8,352万5,000円とするものです。繰越明許費は、第2表で説明させていただきます。地方債の補正は、第3表で説明いたします。

次のページ、第1表 歳入歳出予算補正です。歳入の部です。1款 町税、補正額1,584万円、10款 地方交付税6,217万7,000円、13款 使用料及び手数料7万7,000円の減額、14款 国庫支出金342万8,000円、15款 県支出金34万2,000円の減額、16款 財産収入144万6,000円、18款 繰入金2億7,312万4,000円の減額。

次のページをお願いします。20款 諸収入409万5,000円の減額、21款 町債4,467万4,000円の減額、歳入合計2億3,942万1,000円の減額です。

次のページ、歳出です。1款 議会費582万5,000円の減額、2款 総務費1億1,395万9,000円の減額、3款 民生費9,853万6,000円の減額、4款 衛生費1,071万2,000円の減額、5款 労働費28万4,000円の減額、6款 農林水産業費119万3,000円の減額。

次のページをお願いします。次が7款 商工費で186万5,000円の減額、8款 土木費で6,511万7,000円の増額、9款 消防費で1,827万5,000円の減額、10款 教育費で5,386万4,000円の減額、11款 災害復旧費で2万5,000円の減額、12款 公債費でゼロ円です。補正額ゼロ円です。歳出合計が歳入合計と同額であります。

次のページで、第2表です。繰越明許費補正であります。追加であります。2款 総務費、1項 総務管理費、事業名一般財産管理事業で1,790万円、2款 総務費、3項 戸籍住民基本台帳費、引っ越しワンストップサービスの対応業務で352万円、3款 民生費、1項 社会福祉費、在宅老人福祉事業（新型コロナワクチン接種等）で6万1,000円、4款 衛生費、1項 保健衛生費、予防接種事業（新型コロナワクチン接種等）で3,143万円、6款 農林水産業費、1項 農業費、強い農業・担い手づくり総合支援事業で564万9,000円、6款 農林水産業費、1項 農業費で、農業振興地域整備計画作成業務委託で400万円、6款 農林水産業費、1項 農業費、せせらぎの里管理事業100万円、6款 農林水産業費、1項 農業費、ため池整備事業600万円、8款 土木費、1項 土木管理費で、土木総務管理事業で200万円、8款 土木費、2項 道路橋梁費、狭あい道路整備事業で559万1,000円、8款 土木費、4項 住宅費で、住宅管理費で210万円、8款 土木費、5項 都市計画費で、甲良町総合公園管理事業で46万2,000円、8款 土木費、5項 都市計画費、これも甲良町総合管理事業で166万7,000円、10款 教育費、5項 社会教育費、文化財保護活動費で191万2,000円。

第3表 地方債補正、変更。臨時財政対策債で、補正後を8,445万3,000円にするものです。次に、緊急自然災害防止対策事業債で220万円減額して、680万に補正をするものです。地方道路等整備事業債600万円を減額し、5,700万円にするものです。公共事業等債で460万円を減額し、960万円にするものです。

以上であります。よろしく申し上げます。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

木村議員。

○木村議員 補正予算概要のところで、ちょっと気になったものがありましたので。概要、ホッチキスどめの2枚目です。補正額が2億3,942万1,000円の減の、歳出の主なものというのがずっと書いておってもらんですけど、総務管理費、社会福祉費、それから児童福祉費というのが、いわゆるコメントされているところよりも、その減額の幅がちょっと大き過ぎるんじゃないかなというふうに思いましたので、一番下のその他の部分でようけ書いていてくれはるんやけど、これは計算したらゼロになりましたので、これはこれでええんですけど、今言いました、特に総務管理費、社会福祉費、児童福祉費がちょっと、他に、そら、もちろん入っているとわれればそれまでなんですけど、このその他、その他が、ようけの項目があって減額の金額になってあるのかどうか、ちょっと分からないんですけど、もうちょっと何とかしてもらえんかなという質問でございます。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長 記載の仕方のことだと思います。真ん中には主なものを書いて、最後にほかということを書かれています。ほかという文字がありますので、この金額は一致しておりません。この金額の内訳をここに書いているだけであります。そういうことではないですか。

○木村議員 内訳を書いたん。

○中川総務課長 こういう表のことですよ。

○木村議員 そうそう。

○中川総務課長 こういう表のことで、例えばですけど、総務管理費は1億154万6,000円です。ほんで、ここに書かれているのは総務管理費の1億、これだけの中の幾つかを書いていますという意味です。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 今の説明、よく分かるんですけど、ただ、書いてもらっている金額が、この後ろの金額と全然違うと思わはりませんか。例えば、一番下に書いてあるその他というところに書いてあるのは、書いてある項目を合計したら、減額の金額に合うわけですわ。でも、1億、1億何ぼ、総務管理費が

1億何ぼの減額になってあるねやけど、実際ここに書いてあるやつは、多分3,000万ぐらいなんじゃないかなと思って。

○宮崎議長 総務課長。

○木村議員 だからその他に、その他にようけの項目があるんならば、そうかなというふうには思うんやけど、多分僕の計算でいくと、7,000万ほど差があるなと思ったもんやから、その他で7,000万って、ちょっとでか過ぎるかなというふうに思ったわけです。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長 今言われたように、ほかで7,000万ぐらいありますので、1億どんなけから主なものをここへ記載させてもらおうただけで、ほかに、今言われたように7,000万ぐらいはあります。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 ようけの項目があって、合計したら7,000万ほどになるのか、少ないのに7,000万ほどになるのか、ちょっとこれが疑問で、今も言いましたけど、一番下のその他というところにありますやん。ようけ項目書いておいてくれはりますけど、それは減額の合計をすると、この右側の数字になるわけですわ。プラマイゼロや。でも、上の3段は、ちょっと減額の金額の差があり過ぎて、どうなんかなということを知りたかったわけです。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長 その他のところについてはたまたま合いますが、今言うたように7,000万ぐらいほかにありますので、数字は予算書を見ていただくと、7,000万の根拠も出ていますので、その予算書の中から、一応、抜粋です。抜粋して、こうですよというような書き方をさせてもらっています。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この補正予算は委員会付託という予定になっていますので、そこでの提出の資料を用意していただきたいということを質問させていただきます。

1つは減額が多いです。約2,400万ですよね。2,390万の金額ですけども、2億、ごめんなさい。約2億4,000万あるわけですけど、その主なところ、主な抜粋の仕方もありますけども、なぜ減額になったのかと。今回、繰越明許もかなり多い科目になっています。減額の分が繰越明許に移ったのかどうかも含めて、どういう理由で減額になったのかというやつのコメントを、予算委員会の段階で出せるように用意していただきたい。これが1つです。

もう一つは、議案の13号で問題になっていました、和解等に伴う収入ですね、15ページに載っています。その10万3,000円の分が入である

んですけども、賠償の実行を今年になってされたというように聞いています。ですから、令和の3年度で支出があるのかというようにずっと見まして、遡っていても、どの補正予算にもないんです。前にも聞きましたけども。そうすると、当初予算の中に損害賠償500万、上がっています。500万についても、そこから支出はしていません。そしたら、弁護士料から払っているのかというように、弁護士委託の分の一覧表を頂きましたが、そこにも令和2年度、令和1年、令和2年、令和3年の弁護士に支払ったやつの一覧が載っていますけども、その項目、載っていません。ですから、どういう形で執行をしたのか、どこから出されたのかというやつ、分かる資料をぜひ提出をいただきたいというふうに思います。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長 今、2つ目の質問の方はこの間お聞きしていますので、委員会に出す予定はしております。

1つ目の方ですが、減額した主なものということで、捉え方がいろいろで、書類作成も変わってくるので、できましたら、これが終わってから、どんな資料、どんな感じというのを打合せさせてもらって、それに基づいて作成させてもらうということですのでよろしいですよと思うかと思えます。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 基本的にはそれでいいと思います。ですから、繰越明許とリンクがされたのかどうかも含めて、コメントを並べていただければいいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第18号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

次に、日程第16 議案第19号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第19号 令和3年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)。

上記の議案を提出する。

令和4年3月7日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 それでは、私の方から、令和3年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を説明させていただきます。

予算書の表紙裏面をご覧ください。

歳入歳出予算、歳入歳出それぞれ4,865万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8億2,681万6,000円とするものでございます。説明につきましては、第1表 歳入歳出予算補正で説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入、4款 県支出金、補正額4,800万円の減、6款 繰入金65万4,000円の減。合計4,865万4,000円の減でございます。

2ページをお開きください。

歳出です。1款 総務費149万6,000円の減、2款 保険給付費4,520万円の減、3款 国民健康保険事業費納付金ゼロ円、6款 保健事業費95万4,000円の減、8款 公債費35万円の減、10款 予備費65万4,000円の減。合計は歳入合計と同額でございます。

よろしく申し上げます。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第17 議案第20号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第20号 令和3年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

上記の議案を提出する。

令和4年3月7日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 議案第20号 甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

予算書表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,803万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億6,771万2,000円とするものでございます。

続きまして、1ページをお願いいたします。

歳入でございます。3款 国庫支出金、補正額1,450万6,000円、5款 県支出金1,353万でございます。補正額合計2,803万6,000円とするものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款 保険給付費、補正額ゼロ円、項内の増減でございます。3款 地域支援事業費10万1,000円でございます。7款 予備費2,793万5,000円、補正額総額2,803万6,000円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

よろしくをお願いいたします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑は終わります。

次に、日程第18 議案第21号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第21号 令和3年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

令和4年3月7日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 それでは、表紙裏面をご覧ください。

令和3年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

歳入歳出予算それぞれ50万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ635万8,000円とするものでございます。説明につきましては、第1表歳入歳出予算補正で説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

歳入、2款 使用料及び手数料、補正額46万円の減、3款 諸収入4万2,000円の減。合計50万2,000円の減。

2ページをお開きください。

歳出、1款 墓地公園管理費4万2,000円の減、2款 諸支出金46

万円の減。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

よろしく申し上げます。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。

これより審査願います日程第19 議案第22号から日程第25 議案第28号までの令和4年度の各会計当初予算については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第19 議案第22号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第22号 令和4年度甲良町一般会計予算。

上記の議案を提出する。

令和4年3月7日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第22号 令和4年度甲良町一般会計予算であります。

予算書の裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算です。歳入歳出それぞれ37億690万4,000円と定めるものであります。第2条の債務負担行為です。これは第2表で説明をさせていただきます。第3条の地方債です。これは第3表で説明をいたします。第4条、一時借入金であります。一時借入金の借入の最高額は6億円とするものです。第5条で、歳出予算の流用のことではありますが、これは地方自治法の第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりにするということで、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項を流用をするものであります。

次のページ、第1表です。

歳入歳出予算、歳入です。1款 町税8億3,102万8,000円、2款 地方譲与税3,510万3,000円、3款 利子割交付金35万円、4款 配当割交付金232万円、5款 株式等譲渡所得割交付金384万円、

6款 法人事業税交付金1,164万2,000円、7款 地方消費税交付金1億2,277万1,000円、8款 環境性能割交付金465万円。

次のページです。

9款 地方特例交付金で243万円、10款 地方交付税で16億8,600万円、11款 交通安全対策特別交付金で108万3,000円、12款 分担金及び負担金1,226万円、13款 使用料及び手数料で1,917万3,000円、14款 国庫支出金で2億6,751万4,000円、15款 県支出金で2億5,590万5,000円、16款 財産収入で997万5,000円、17款 寄付金で5,560万円、18款 繰入金で1億6,106万3,000円、19款 繰越金で3,500万、20款 諸収入で9,578万7,000円、21款 町債で9,347万円で、歳入合計が37億690万4,000円です。

次のページをお願いします。

歳出です。1款 議会費で6,213万9,000円、2款 総務費で7億2,575万6,000円、3款 民生費で11億9,182万4,000円、4款 衛生費で2億5,437万2,000円、5款 労働費で90万5,000円、6款 農林水産業費で8,567万3,000円、7款 商工費で2,241万2,000円、8款 土木費で3億8,678万1,000円、9款 消防費で1億6,259万1,000円、10款 教育費で5億1,021万円、11款 災害復旧費で3,000円。

次のページ、12款 公債費で2億9,989万円、13款 諸支出金で34万8,000円、14款 予備費で400万円。歳出合計は歳入合計と同額です。

次に、第2表です。債務負担行為です。

ミライシード使用料が、期間が令和4年から令和5年で限度額140万3,000円、iフィルター使用料が、令和4年から令和5年で20万1,000円、赤痢菌等検査委託で、令和4年から令和5年で34万4,000円、学校保健検査委託、令和4年度から令和5年度で264万7,000円、保健衛生推進事業費で、令和4年から令和5年で83万5,000円。

次のページで、第3表で地方債です。臨時財政対策債で、限度額を4,287万円、公共事業等債で280万円、地方道路等整備事業債で360万円、公共事業等債（町道改良分）で1,060万円、学校教育施設等整備事業債で1,800万円、公共施設等適正管理推進事業債で1,560万円。

以上であります。よろしくをお願いします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 これも予算委員会に付託されることが決定されましたので、詳しくはそこで聞かせていただきますが、今日、町長の方から令和4年度の予算編成と行政運営についてという表題の文書が出ました。今日出されたやつですので、詳しくは見ていませんけども、その概要の説明を求めたいというように思っています。

ざっと見たところ、例えば2ページのふるさと納税の歳入が増加するよう、これ、都市間競争で、甲良町の町民さんが他の町のふるさと産品、これを購入して払えば、甲良町に入る税金は少のうなります、その分。そういう点で都市間競争をおおるわけですけども、そこに負けてしまうと、うんと減ってしまうと。その点では、収入を増やす点では安定財源にはならないというように思っています。ここをどう考えているのか。

それからもう一つ、3ページに、重要な財源対策となるようという、財源の問題が幾つか出ています。その下の方もそうですよね。大規模云々のところの、一番下から2番目ですか、有利な財源が手当できるかは、常に検討を進めていきますと。町長の頭の中に、有利な財源とか有力な財源を何と考えているのかというのが、この中では分かりません。それが1つです。それを説明いただきたい。

もう一つは、野瀬町政として、こういう状況の中で何をメインに、何を中心にやろうとしているのか。私はやはり子どもの教育と育成、そして子育て、そして福祉の関係、ここに住んでいて、本当に安心して暮らしていけるという施策をどう展開するのが重点になるべきだというように思っていますが、この文章では何をやろうとしているのかというのが、なかなか見えてきません。そういう点で、野瀬カラーはどうしようとしているのかというのを、今日説明し切れなかったら予算委員会の段階で、やはり詳しく、基本に関わりますので、個々の科目、個々の政策も大事な点もありますけども、中心点はどこに野瀬町政では置いているのか。長寿祝金のカットもありましたけども、そういうところに進んでいってしまったら、これは大変だなと思っていますけど、町長のかじ取りとしてはどういうようにしようとしているのかの、若干の説明、し切れなかったら、委員会で資料を出していただきたいと思えます。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 議論がこの場で深まりませんので、全体含めて、今のポイントも含めて委員会で説明させていただきたいと思っています。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

時間が来ましたので、ここで昼休憩といたします。再開は13時30分でお願いたします。

(午前 11時56分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

○宮崎議長 それでは、休憩前に引き続き、開会いたします。

次に、日程第20 議案第23号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第23号 令和4年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

上記の議案を提出する。

令和4年3月7日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 それでは、表紙裏面をご覧ください。

令和4年度甲良町国民健康保険特別会計予算、歳入歳出それぞれ7億8,929万1,000円とするものでございます。また、第1表につきまして、歳入歳出予算の説明を行います。また、一時借入金の最高額は6億円と定めるものでございます。歳出予算の流用ですが、流用することができる場合、1号、2号とするものでございます。

では、1ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。歳入、1款 国民健康保険税1億4,046万円、2款 使用料及び手数料5万2,000円、4款 県支出金5億9,319万2,000円、5款 財産収入1万5,000円、6款 繰入金5,538万9,000円、7款 繰越金1,000円、8款 諸収入18万1,000円、9款 町債1,000円。

2ページをご覧ください。

歳入合計7億8,929万1,000円でございます。

3ページをご覧ください。

歳出、1款 総務費612万円、2款 保険給付費5億7,367万2,000円、3款 国民健康保険事業費納付金1億9,458万5,000円、4款 共同事業拠出金1,000円、5款 財政安定化基金拠出金1,000円、6款 保健事業費1,295万円。

4ページをお開きください。

7款 基金積立金1万5,000円、9款 諸支出金90万1,000円、10款 予備費104万6,000円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

ます。

よろしく申し上げます。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第21 議案第24号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第24号 令和4年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

令和4年3月7日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 表紙裏面をご覧ください。

令和4年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

歳入歳出それぞれ8,472万7,000円と定めるものです。第1表 歳入歳出予算におきまして説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。歳入、1款 後期高齢者医療保険料5,783万3,000円、2款 使用料及び手数料1万円、3款 繰入金2,657万8,000円、4款 繰越金9万4,000円、5款 諸収入21万2,000円、歳入合計8,472万7,000円。

2 ページをお開きください。

歳出、1款 総務費10万1,000円、2款 後期高齢者医療広域連合納付金8,431万円、3款 諸支出金29万円、4款 予備費2万6,000円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

よろしく申し上げます。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第22 議案第25号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第25号 令和4年度甲良町介護保険事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

令和4年3月7日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 議案第25号 甲良町介護保険事業特別会計について説明いたします。

表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億8,613万2,000円とするものでございます。債務負担行為につきましては、第2表で説明をさせていただきます。一時借入金につきましては、最高額1億5,000万とするものでございます。歳出予算の流用につきましては、1、2とするものでございます。

1ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款 保険料1億8,149万9,000円、2款 使用料及び手数料1万円、3款 国庫支出金2億1,576万5,000円、4款 支払い基金交付金2億2,719万7,000円、5款 県支出金1億2,659万2,000円、6款 財産収入2万4,000円、7款 繰入金1億3,503万8,000円、8款 繰越金1,000円、9款 諸収入5,000円。

次のページをお願いいたします。

10款 町債1,000円。歳入額合計8億8,613万2,000円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款 総務費3,577万9,000円、2款 保険給付費8億2,529万6,000円、3款 地域支援事業費2,450万円、4款 基金積立金2万4,000円、5款 公債費2,000円。

次のページをお願いいたします。

6款 諸支出金52万1,000円、7款 予備費1万円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為。事項、高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定事業、期間、令和4年度から令和5年度まで、限度額486万2,000円とするものでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第23 議案第26号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第26号 令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。
上記の議案を提出する。

令和4年3月7日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 それでは、予算書表紙裏面をご覧ください。

令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

歳入歳出それぞれ68万1,000円とするものでございます。第1表 歳入歳出予算にて説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。歳入、1款 繰越金1万円、2款 使用料及び手数料23万円、3款 諸収入15万8,000円、4款 財産収入1,000円、5款 繰入金28万2,000円。歳入合計68万1,000円でございます。

2ページをお開きください。

歳出、1款 墓地公園管理費44万1,000円、2款 諸支出金23万円、3款 予備費1万円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

よろしく申し上げます。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 また委員会のときでいいので、町外とかにもし墓地公園が売れたりとか、それとか、また墓じまいして墓地を返還されているところとかの一覧みたいなのがあれば、ちょっと委員会のときまでにお問い合わせしたいなど、これは要望です。よろしくお願いします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第24 議案第27号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第27号 令和4年度甲良町下水道事業会計予算。

上記の議案を提出する。

令和4年3月7日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度甲良町下水道事業会計予算について説明申し上げます。

業務の予定量といたしましては、処理区域内水洗化世帯数2,142世帯、年間総排水量80万6,000立方メートル、一日平均排水量が2,208立方メートルでございます。

収益的収入及び支出についてでございます。収入の部といたしまして、第1款 下水道事業収益3億3,251万4,000円でございます。支出についてでございます。第1款 下水道事業費といたしまして、3億3,251万4,000円でございます。

2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。収入の部といたしまして、第1款 資本的収入2億4,747万5,000円でございます。支出の部といたしまして、第1款 資本的支出3億1,723万8,000円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,976万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金6,976万3,000円で補填するものでございます。

企業債でございます。流域下水道事業債といたしまして、限度額1,110万円でございます。資本費平準化債につきましては1億1,310万円です。

一時借入金です。一時借入金の限度額は3,000万円と定めるものでございます。

予定支出の各項目の経費の金額の流用につきまして、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用を求めるものでございます。また、建設改良費及び企業債償還の期間の流用をお願いするものでございます。

議会の議決を得なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費806万3,000円でございます。

また、他会計からの補助金といたしましては、一般会計からこの会計補助を受ける金額は2億2,868万9,000円をお願いするものでございます。

どうかよろしくお願ひいたします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 1つは、ここの1ページのところにありますように、水洗化の世帯数、全世帯のうちこれだけが完了しているわけですが、それ以外のところがあると思います。世帯分離をしているところは、同じ家の中にいて世帯分離をしている、こういうことですから、下水道の工事としては1つになるというように思います。それで、そういう内訳、それからもう一つは、水洗化ができていないところの理由です。方の理由はどういう理由があるのか。個別の理由を求めているのではありません。例えば2, 100のうち、全世帯のうち、この方ができてない、その理由を説明できるように、委員会でもよろしくお願ひしたいと思います。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 委員会の方で、資料を示させていただきたいと思います。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 すいません。ちょっと一時借入金の限度額をもういっぺん言ってください。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 失礼いたしました。3億円でございます。すいません、3, 000万と表示してしまいました。訂正の方、よろしくお願ひいたします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第25 議案第28号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第28号 令和4年度甲良町水道事業会計予算。

上記の議案を提出する。

令和4年3月7日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、予算書1ページをお願ひいたします。

令和4年度甲良町水道事業会計予算について説明申し上げます。

業務の予定量といたしましては、給水口数につきましては3,100口、年間総給水量につきましては94万3,000立米でございます。失礼いたしました。一日平均給水量につきましては、2,584立米でございます。

収益的収入及び支出についてでございます。収入の部といたしまして、第1款 水道事業収益といたしまして1億8,750万円でございます。支出の部といたしまして、第1款 水道事業費といたしまして1億8,750万でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。収入、第1款 資本的収入といたしまして1,000円でございます。支出につきましては、第1款 資本的支出につきまして1億215万9,000円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対する不足額1億215万8,000円は、当年度損益勘定留保資金7,015万8,000円、減債積立基金3,200万円で補填するものでございます。

債務負担行為でございます。事項といたしましては水道包括管理業務といたしまして、令和4年度から令和6年度まで、限度額といたしまして3,300万円、自家用電気設備点検業務といたしまして、同じく令和4年度から令和6年度までで150万円でございます。

一時借入金についてでございます。限度額については1億円と定めるものでございます。予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用を認めるものでございます。

また、議会の議決を得なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費1,788万円でございます。

利益剰余金の処分についてでございます。繰越利益剰余金のうち3,020万円につきましては、次のとおり処分するものといたします。減債積立基金といたしまして、3,200万円を処分するものでございます。

他会計からの負担金といたしましては、消火栓等の維持管理のために、一般会計から524万4,000円を求めるものでございます。

また、たな卸資産の購入限度額について、184万3,000円と定めるものでございます。

どうかよろしく願いいたします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第26 同意第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

- 橋本事務局長 同意第2号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年3月7日。

甲良町長。

- 宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

- 野瀬町長 同意第2号でございます。甲良町教育委員会委員の任命につきまして、同意をお願いすることでございます。

下記の者を、甲良町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めにより、議会の同意をお願いするものでございます。

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字長寺1373番地、氏名 尾崎隆昭、生年月日 昭和46年5月2日生まれでございます。

教育委員さん4人のうち1名の方、尾崎さんが、この3月末をもちまして任期満了となるものであります。尾崎さん、平成21年から、前任者の残任期間を含めて4期13年をお務めいただいているところでございます。人格高潔、教育全般に対して熱心でありまして、適任者と思われまますので、再任の同意につきましてよろしくお願い申し上げます。

- 宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

西澤議員。

- 西澤議員 青山教育長にお尋ねします。

先ほど、先ほどというか、来年度の予算編成についての中の5ページに、教育委員会としての方針といいますか、抱負といいますか、甲良町の教育についてという案が出されました。青山教育長におかれましては、新任、今回の予算編成の審議に加わっていただくのは初めてだというように思います。そこに当たって、今回の同意の案件を提出されるに当たって、この項目、これが、この項目が教育委員の皆さんによって深められて、そして実情に合った教育行政が進むことを期待しております。その点で、教育長のコメント、抱負なりを聞かせていただきたいなと思っています。

- 宮崎議長 教育長。

- 青山教育長 10月に就任いたしまして、私自身が今年度4月から各保育センター、小中学校へ回らせていただいて、何が不足しているかということをおなりに、この12月、1月、考えさせていただきました。その中で、やは

り各校園とも、教職員、かなりハードな職であり、大変な、休憩時間も取れないという状況ですので、まず私自身はこの令和4年度の教育について、人的配置を優先して考えたいという思いです。あとは、今までから課題である学力向上のために何をしたいかならないか、そこには先日建部議員の方から指摘ありました、ICTの活用ということで、子どもたちのやはり興味関心をそこに持っていき、また子どもたちの課題解決能力の育成という部分で、やはりそこを重点に置きたい。また、あと、考えていますのは、人的配置の中で公認心理士さんを常駐で置きたいというものやら、SW、スクールソーシャルワーカーの支援が各校園とも必要ですので、そこら辺に重点施策を置きたいというふうに思っています。あと、各先生方の力量のアップというか、資質向上というのを狙って、いろんな講師さんの派遣ということも考えた予算を組みたいというように思っています。

以上です。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 尾崎さんに関しましては、長年にわたり甲良町の子どものために頑張っていたいただいていること、私もよく、私の目からも見ております。非常にまた、住職としても、私たちの集落では本当に尾崎さん、尾崎さんと声かけられるぐらいの人であります。今後とも、私の方からも尾崎さんをどうかよろしくお願ひしたいということで、賛成討論とさせていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 私も、尾崎さんに関しましては本当に教育熱心な方でありますので、教育委員としては申し分ない方だと思っておりますので、賛成いたします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願ひます。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願ひます。

起立全員です。

よって、同意第2号は同意されました。

次に、日程第27 発議第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第1号。

令和4年3月7日。

甲良町議会議長 宮寄光一様。

提出者 甲良町議会議員 西澤伸明。

賛成者 建部孝夫、木村修、丸山恵二、阪東佐智男、野瀬欣廣、山田裕康、山田充、岡田隆行、小森正彦。

ロシアによるウクライナへの武力侵攻に断固抗議し、ロシア軍の完全かつ無条件即時撤退を求める決議（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

○宮寄議長 本案については、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 2日の全協にて、こういう決議、意見書を提出したいという旨を発言させていただきましたら、早々と賛同の声をいただきまして、本当にありがとうございます。文案としては、皆さんのお手元に配ったとおりですが、3日の時点でまとめさせていただきました。状況がその後、大変エスカレートしております。その点でも反映させる必要がありますけれども、意見書、決議としては、この範囲でさせていただきたいと思います。ただ、皆さんのお手元に決議案、意見書案の補正というのを配らせていただきました。単純な間違いといえますか、表現不十分さがありますので、提案する前に補正をさせていただきます。決議案、意見書の双方に関わりますけれども、本文の上から12行目、「圧倒多数」となっていますのは、「的」が抜けていますので、「圧倒的多数」になります。

2つ目に、「以上のことから」の上の方ですけれども、その下から3行目のところですが、「我々は、国際紛争の手段として」、これは意味不十分になりますので、「我々は国際紛争を解決する手段」と、憲法でもそうなりますので、表現を訂正をさせていただきます。

それから、意見書の方ですけれども、決議を上げる記のところですが、今、平和的解決がやはり大変必要なところで、誤解を生じさせないため、平和的手段以外の手段、例えば軍事関連など、解釈をできないように、「平和的手段による努力」というように変更をさせていただきますので、よろしくお願

いします。

それでは、決議案の方を読ませていただきます。

ロシアによるウクライナへの武力侵攻に断固抗議し、ロシア軍の完全かつ無条件即時撤退を求める決議（案）。

ロシアは2月24日、ウクライナに対して全面的な軍事攻撃を開始した。ウクライナの主権と領土を侵害し、国連憲章および国際法を踏みにじる、明らかな侵略行為であり、断じて許すことはできない。

とりわけ、プーチン大統領が核兵器大国であることを誇示し、核戦力を「特別態勢」に引き上げたと表明したことは、核兵器で世界の諸国を威嚇するものであり、人類破滅の核戦争に道を開く危険極まりないもので、唯一の戦争被爆国の国民として怒りを込めて糾弾する。

各種の報道によれば、軍事施設のみならず、主要都市を攻撃し、病院、幼稚園、テレビ塔、大学などが破壊され、既に多くの死傷者が出ており、避難民が100万人（3月3日現在）を超えたなどの惨状が伝えられている。

ロシア軍の蛮行に対し、国連総会緊急特別会合がロシアを非難する決議を141カ国の賛成、反対は5カ国の圧倒的多数で採択し、ロシアの孤立が一層明瞭に示された。世界各地で国民が「戦争やめよ」で一致し、ロシア政府に対する抗議の声を上げている。

さらに、ロシア国内でも当局の弾圧にもかかわらず、ノーベル平和賞受賞者をはじめ多くの国民が「戦争反対」「即時停戦」などを訴えている。

戦争は殺人と破壊、最大の人権侵害である。世界中どの民間人であろうと、兵士であろうと一人として殺してはならない。

我々は、国際紛争を解決する手段として武力行使を禁じた憲法を持つ日本に暮らし、「平和都市宣言の町」を掲げる町民代表として、ロシアのウクライナ侵攻に強い憤りを表明する。

以上のことから、本議会はロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議し、完全かつ無条件で全ての軍隊をウクライナ国内から直ちに撤退することを要求する。

ロシア連邦共和国 ウラジーミル・プーチン大統領様。

以上、決議する。

令和4年3月7日。

滋賀県犬上郡甲良町議会議長 宮寄光一。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○宮寄議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○宮寄議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

野瀬議員。

○野瀬議員 賛成討論です。

私、実は西澤議員がこういう提案しなければ、私自身が提案しようと思った内容です。力による現状変更のために、一方的にウクライナを侵攻しているロシアを強く非難します。何の権利があって言っているのかは不明ですが、ロシアからの発信で、ウクライナ東部の独立を承認、平和維持のために進軍したと、今回の侵攻を正当化しようとしています。何を言おうと、侵攻、侵略は正当化できません。また、最近のテレビを見ていますと、原子力発電所を含めて、民間施設に対する無差別攻撃で、民間人、子どもたちの犠牲が出ています。明らかに国際法違反であります。また、国連の常任理事国、これは世界の紛争、戦争を止めるためにあるのに、当事国が戦争を始めるなんて、世界の秩序なんてあったもんじゃないと思っております。民主主義の機能不全に陥っていると思います。また、本日昼のテレビを見ていますと、停戦協議で合意された民間人避難の人道回廊に攻撃があったらしいと。そういう報道までありました。世界を引っ張っていかなくてはならない常任理事国としての襟を正して、直ちに軍事活動を即時停止、即刻撤退を求めたいということで、私は賛成討論させていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、発議第1号は可決されました。

次に、日程第28 意見書第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 意見書第1号 ロシアによるウクライナへの武力侵攻に断固抗議し、ロシア軍の完全かつ無条件即時撤退を求める意見書(案)。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定に基づき提出する。

令和4年3月7日。

甲良町議会議長 宮寄光一様。

提出者 甲良町議会議員 西澤伸明。

賛成者 建部孝夫、木村修、丸山恵二、阪東佐智男、野瀬欣廣、山田裕康、山田充、岡田隆行、小森正彦。

○宮寄議長 本案については西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 先ほどは失礼いたしました。2つ一緒の気持ちで説明をさせていただきましたが、一つ一つですので、改めて説明をさせていただきます。提案説明をさせていただきます。

1つは、意見書については下の段のところ、記のところです。3行目、「経済制裁を含む、あらゆる努力」となっていますが、軍事的な対応になりますと、軍事対軍事でエスカレートしていくということになります。その点でも、日本は武力の行使を禁じていますし、そういう国是で進んでまいりました。そこを強めていく必要がありますので、その文も意見書の中に盛り込ませていただきました。「経済制裁など、平和的手段による努力」というように補正をさせていただきます。

それでは、案文を読ませていただきます。

ロシアによるウクライナへの武力侵攻に断固抗議し、ロシア軍の完全かつ無条件即時撤退を求める意見書（案）。

「以上のことから」までは全く全部同じです。

ロシアは2月24日、ウクライナに対して全面的な軍事攻撃を開始した。ウクライナの主権と領土を侵害し、国連憲章および国際法を踏みにじる、明らかな侵略行為であり、断じて許すことはできない。

とりわけ、プーチン大統領が核兵器大国であることを誇示し、核戦力を「特別態勢」に引き上げたと表明したことは、核兵器で世界の諸国を威嚇するものであり、人類破滅の核戦争に道を開く危険極まりないもので、唯一の戦争被爆国の国民として怒りを込めて糾弾する。

各種の報道によれば、軍事施設のみならず、主要都市を攻撃し、病院、幼稚園、テレビ塔、大学などが破壊され、既に多くの死傷者が出ており、避難民が100万人（3月3日現在）を超えたなどの惨状が伝えられている。

ロシア軍の蛮行に対し、国連総会緊急特別会合がロシアを非難する決議を141カ国の賛成、反対は5カ国の圧倒的多数で採択し、ロシアの孤立が一層明瞭に示された。世界各地で国民が「戦争やめよ」で一致し、ロシア政府に対する抗議の声を上げている。

さらに、ロシア国内でも当局の弾圧にもかかわらず、ノーベル平和賞受賞者をはじめ多くの国民が「戦争反対」「即時停戦」などを訴えている。

戦争は殺人と破壊、最大の人権侵害である。世界中どの民間人であろうと、兵士であろうと一人として殺してはならない。

我々は、国際紛争を解決する手段として武力行使を禁じた憲法を持つ日本に暮らし、「平和都市」宣言のまちを掲げる町民代表として、ロシアのウクライナ侵攻に強い憤りを表明する。

以上のことから、日本政府が下記の事項を措置されるよう強く求める。
記。

1 ロシアによるウクライナ侵略に対し、「ウクライナ侵略断固反対」の一致点で国際社会と結束し、ロシア軍の全ての部隊を完全かつ無条件でウクライナ国内から直ちに撤退させるよう、外交交渉、経済制裁など、平和的手段による努力を傾注すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和4年3月7日。

宛先は内閣総理大臣様、外務大臣様、衆議院議長様、参議院議長様。

滋賀県犬上郡甲良町議会議長 宮寄光一。

以上です。

若干の、提出に当たって、私はロシア軍の侵攻に対しての意見を、私として述べさせていただきます。

今、国会でも審議をされています。また、テレビなどで攻撃力を日本が持つようと、必要だというような議論がされていますが、やはりそれは間違っているというように私は思っています。ウクライナの危機に乗じて、安倍晋三元首相が、テレビで核の共有論を展開をしました。これはとんでもないというように思っています。核兵器の廃絶を否定して、戦争放棄を定めた憲法9条の精神に反する議論でありまして、平和を希求する我々としては、排除しなければならないと考えています。

今、国連難民高等弁務官によりますと、今日の朝のニュースで、子どもを含む約340人が犠牲になったと。それから、避難民は少なくとも150万を超えたと報道がありました。ロシアの軍事侵略に対して、やはり国際世論、国連を舞台にして、圧倒的多数で包囲をしていく。本当に傍若無人、どう言いますかね、言葉が見当たらんぐらい手当たり次第攻撃を開始して、原発にも攻撃を開始したという点でも、本当に許せない行為だし、野瀬議員が討論で述べていただきましたとおり、国際秩序や民主主義の原点を全く無視したやり方は、私たち、到底許すことができないし、受け入れることができないというように思っています。

世界の流れは大きく変わろうとしている中での、ロシア、プーチン大統領の独裁的なやり方に対して、やはり小さな町からの声でありますけども、全

国で町村会、市長会、県議会等が声を上げていっています。皆様のご賛同、本当にありがとうございます。よろしく願いいたします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

建部議員。

○建部議員 今や、プーチンは精神に異常を来している、非常に危険な状態にあるということを、ある学者が唱えました。いつ核を使うかも分からない。また、核を使用することを辞さないというプーチンの姿勢に対して、NATOは若干尻込みをしている状態にあります。日本はそういうことのないように、強固たる制裁措置をさらに強めることを求めて、賛成討論といたします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第1号を採決します。

お諮りします。本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、意見書第1号は可決されました。

次の日程に入るまで、ここで5分間休憩します。

(午後 2時15分 休憩)

(午後 2時20分 再開)

○宮崎議長 休憩前に引き続き、開会します。

次に、日程第29 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。

諸般の都合により、本日の質問時間については会議規則第56条第1項の規定により1人40分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問してください。

なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いいたします。

それでは、最初に、9番 建部議員の一般質問を許します。

9番 建部議員。

○建部議員 それでは、しばらくお付き合いを願います。

私の一般質問は、まずこの1年間に一般質問をしてきました。その一般質問でいろいろ提起してきた内容事項がどのように検討され、研究されてきているかということを知りたいと思います。

今回の令和4年度の当初予算案を見せていただきました。私がこれから述べようとする内容が1つも盛り込まれていないということは、非常に残念でありました。

それでは、まず1番の住居表示、大字の削除についてですが、私、この質問を過去5回しているんです。最後のというと令和3年9月議会で、町長の答弁が、「その方向で、住民啓発をしながら合意形成を図っていき、やりようについて準備する」と答弁をしています。それ以前は、第1回目の頃は、大字という字名の冠を外すということについて、町長は「私もそう思う」と、第1回目のときは言ったんです。そして、第2回目のときには、「議会と行政で詰めていきたい」と答弁しているんです。3回目のときは「協議することを約束します」と。そして、4回目のときは、もうくどくどと、答えなくてもいいと思うというぐらいに、もう十分分かっている、やりますという意気込みを、そこで示していました。最後は、この9月議会は、「住民啓発をしながら合意形成を図る」ということは、この件については、町長は前向きに、「私もそう思う」と言うぐらいですから、考えておられると。

質問の中でもありました。この表示を変えるために、システムの改修とかを含めて6,000万近くのコスト、経費がかかる。多分、そのことがネックになっているんですが、それもやりようによって、例えばその費用を職員の皆さんの創意と工夫でもって、単年度で全て行うんじゃないし、移行期間、2年ないし3年の間で、そして何かのシステムのついでに更新のときに、それも含めてとか、あらゆる手段を講じて4,500万円以下ぐらいに収まるような、そういう工夫を凝らしていけば、また、住民啓発をするということですから、啓発というのは、皆さんの意見を聞いて、大多数の人の意見がそうだからそうしましょうじゃなくて、むしろ行政の方から、大字という住所表示を変更します。そのことについての、皆さんにこうすればこうなります、こうしましょうと教導くというのが啓発。だから、皆さんの意見を聞いてやるというんじゃない。

町長の言われる、住民啓発をしながら合意形成をつくっていくというのは、そういうふうに町民に、むしろこの方が効率的で、非常に、言わば大字を取るということに対して、町のイメージ、また皆さんの手間、そして非常に、その都度、行った場所で大字を書いてくださいということと言われなくても済む、そういうことがなくなるという、その有利さを、やはり町民に啓発していくという、そういう方向で進んでいかなければならない。それが啓発だ

ということ。

そこで町長、この去年の9月議会、このような答弁から以降、町長はどう考えてきました、これについては。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 建部議員の質問については、この1年間ということでありますので、私も経過を整理をしてご答弁申し上げたいというふうに思っております。

おっしゃいましたように、最終は令和3年の9月議会、建部議員の一般質問、質問の要旨に書いているとおりでございますが、私は住民人権課、総務課、企画監理課の3課が、町の方針原案を立てて、住民啓発をしながらという、どういう合意形成を図っていくのか、もう一度やりようについて提示できるような準備をさせていただきたいという答弁をいたしました。その後、令和3年12月3日、全員協議会で、住所表記の変更についての資料説明をいたしました。その内容は大字表記の件について、令和3年11月20日に、各字区長、まちづくり委員長さんで構成をするまちづくり協議会に、住民アンケートの実施をするか否かの協議をいたしました内容であります。

協議会では令和元年12月以降、一般質問で大字表記の削除の質問と、提案に対しての経過説明、それから住所表記についての概要説明、今後のスケジュールについて説明をした後、委員からの意見を求めました。委員から多数発言があり、令和3年12月3日の議会全員協議会で、それぞれの意見についても、資料をもって報告をさせていただいたところであります。

結論的に、多くの意見ありますが、「大字が住所表記に入っても何も影響ないと思う」、「農村から脱却するような方策に6,100万円をかけた方がよい」など、様々な意見をいただき、結論的に今の2項目に集約されるのかなど。を議会報告いたしましたので、住民アンケート実施に移らないものと、ご理解をいただいたものと受け止めているところでございます。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 その話は全協で聞きました。町長は、啓発をすると言った。今のは、まちづくり協議会の中でそういう意見を聞いた。その意見の大半が、六千何万の経費をかけて、もったいない、やめとけという意見もあったという、単なる意見。でも、啓発となったら、そういう意見はあっても、実はこうこうしかじかで、このことについてはこうですよ、ああでっせという、むしろ啓発をしていかないかん。その立場であった。ただ、その人たちの意見がそうだったから、もうこれはやめるということになるんですか、町長。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 私は、当初の答弁からずっと経過を報告をいただきました。最終的に、今申し上げましたとおり、この案件については住民合意が要するという

ことでありますので、もう各字代表のむらづくり委員会の委員長、区長さんの意見の集約をいただいたものでありますので、ひとまず大字の表記については、やらないということでございます。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 その件について、商工会でもそういう話があったのか。住所変更ではないんですが、ただ大字を外すという、その変更を、例えば県の方に経営審とか、またいろんな土木の登録とか、いろんなそういう書類があるんですが、その変更をしなければならぬのに、費用がかかると。こんなもんといい意見が出て、何か反対の意見があったように後で聞いたんですが、それとて住所が変更されるわけじゃない。呉竹なら呉竹、長寺は長寺で、住んでいるその住所は変更がない、ただ大字という冠を省略すると、消すというだけの変更ですから、それは町の方から、こうこうしかじかで大字を除きました。基本的には住所の変更にはならないので、ただ、記述が、大字がなくなったということで、その担当機関にそういう文書を寄せれば、あえて業者さんがそういう登録変更をする必要はない。そしてまた、それも4月1日からという適用になったとしても、移行期間というのがある、周知期間というのがある。仮に、それが1年ないし2年持たれたとしたら、その期間中にさえ大字というのを取り除けばいいということになるわけで、商工会でそういう議論があったらしいんですが、それは当たらないだろうと。ただ、確かに経費が6,000万かかってくる、それについては非常に大きな問題であります。ただ、そういうことも含めて町長は啓発をして、町民に理解を求めてやっていくという約束ですから、これは今、もうやめますでは、私は許せない。今後もこの問題について、私はもちろん、一般質問でも通常の議員活動の中で、これはこれからも申し上げていく。今日は、やめるということを知ったんですから、これは絶対駄目だということだけ申し伝えておきます。

2つ目に、出産祝金の多子段階というか、多子加算のそういうものを導入して、増額、そして子育て応援金の対象年齢の引上げと増額を図ることについては、財源対策を含めて、具体の中身を十分検討して案を提示したいと答弁しているんです。それに対して、どういう案を提示しようとしたのか。研究をしていただいた内容を聞かせてください。

○宮崎議長 野瀬町長。

○野瀬町長 建部議員から、祝金として1子10万円、2子20万円、3子以降が30万円、応援金が1歳から5歳まで10万円という提案をいただいているところでございます。

検討につきましては、教育委員会から令和3年11月で起案が上がった検討の内部検討資料が、決裁に回ってきました。新年度予算要求に当たって、

検討試算の起案がなされておりました。要約しますと、出産祝金を3万円から5万円にした場合、そして子育て応援金を、1歳から3歳を1歳から6歳までとして、金額を2万円から3万円にしたこれらの試算が上がってまいりまして、試算額の合計が890万円でありました。今の祝金3万円、子育て応援金、1歳から3歳2万円の予算額が320万円で、570万円の増額ということになる起案、検討資料でありました。

私といたしましては、令和3年9月議会で議員提案の出産祝金、子育て応援金は、第4次総合計画57ページの重点プロジェクトの③「希望をかなえる」結婚・出産・子育て支援と教育の充実に当てはまり、今後重点プロジェクトと、新過疎法計画によって取り組む子育て支援と教育の充実について、どのように施策展開するべきかについて、行政内部で検討しなければならないと答弁をいたしたところであります。今、このことについて具体のプロジェクトチームの編成ができておらず、未検討状態にあります。したがって、直ちに祝金、子育て応援金の増額改定については厳しい財政事情でありますので、今ここで現行の制度を変えることなく、そのまんまやらせていただきたいということでございます。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 昨年の9月議会で、望ましいのは第1子10万円、第2子20万、第3子以上は30万円、そして子育て応援金の方については、1歳から3歳を6歳までにして、そして1歳ごとに10万円、これは望ましい姿として、私は、そのときは提案しました。それ以前は出産祝金、第1子3万円、第2子5万円、第3子以上10万円。そして応援金の方は、1歳から6歳まで延ばして3万円、それを、それ以前に提案をしていました。9月議会のときは、望ましい姿はそうであるけれども、一応、私は今言った案を町長は、担当課からは、そういう提案があったと。でも、それを今回の当初予算でカットというか、元に戻しているとか、現状のままでいくということで、かなりの減額をしていました。

私、これにこだわるのは理由があるんです。人口減少対策の最たるものは何か。実際、人が生まれて人口が増えなかったら、何もならない。よく言われる移住、関係人口を増やす、そんなものでは人口、増えない。甲良町は、人口は流出はしても、移住で甲良町へ入ってくる人がいない。それだったら、人口減少対策の一番の基本は、その甲良町内で子どもたちが生まれなきゃならない。生まれてくる、その方策、施策、そちらの方に、やはり重点を置くべきじゃないか。移住対策、関係人口を増やす。そんなんじゃない。だから、私はそのことに、町内で少しでも子どもがたくさん生まれてくるような、そういう施策は、やはり子どもさんが生まれることを奨励する。適齢期が来た

ら結婚をする、結婚をしたら子どもさんが生まれる。そういう昔のような、そういう、町のそんなしきたりとか、そういう強制的にじゃなくて、町の風土が、町の環境がそういうふうには、昔のように戻ってくる。そういう方法も考えていく、その中で、子どもを生まれてくることを奨励する意味で、私はこの第1子、第2子、第3子、たくさん生まれてくれるほど、奨励金を大幅に増やしていくと、そういう方策を考えている。ですからこれは、私はまだまだ求めていきます。

町長、もし仮に、町が財政的にゆとりがあったら、じゃあ私の申入れは聞いてくれるんですかね。

○宮崎議長 野瀬町長。

○野瀬町長 町長のイエス、ノーで答えてまいりましたが、今申し上げておりますのは、十分施策として内部議論をして、そして施策に活かすということが、私自身も欠けておりましたので、重点のプロジェクトの項目でありますので、今、建部議員おっしゃいました、甲良町において人口が減る要素ばかりであります。死亡の方が増えて、お生まれになる方が少ない。それから、転入は少ないけれど、転出が増えているという、いずれにしても人口減少に歯止めがかかっておりませんので、新過疎法に基づいた人口減少対策という、甲良の命題でありますので、イコール祝金、それから子育て応援金に、即、金額がつながっていくとは思いませんが、施策として検討が不十分であるということは申し上げておきたいと思えます。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 いੱとき町長は、今後個人政策は一切やらないということを明言したんですよ。それが、ここ2、3回の議会でちょっと雰囲気が変わってきて、そしてこの件については、財源対策を含めて、具体の中身を十分検討して案を提示したいというんですから、これはやっぱり、財源対策を頭に入れてやるんだけど、そんなに大した額じゃない。結局は、十分検討して案を提示したいと言いながら、何の案も出てこない。そして、担当課からそういう予算要求があったところで、それを全部削って、元のままにしている。これは、この答弁は一体何だったの。これはぜひとも、私は成し遂げていただく、これからも求めていきます。

次、3番目。高校、一応18歳までの医療費を無料化することについては、「予算の推計試算をし直して、再度練り上げたい」と答弁している。これとて、どうですか。当時住民課長は、約400万円ほど財源が要ると答えています。400万円という額、そんなに大きい額ですかね。それを、「予算の推計試算をし直して、再度練り上げたい」と言う答弁をしている、ということは、これはもうやっていますということを行っているんじゃないのか。

後退しているわけじゃないよ、これはやっていきますという意味合いで、再度練り上げたいと言っているんだよ。それが、今回の予算には反映されてないというのは、どういうことですか、町長。

○宮崎議長 野瀬町長。

○野瀬町長 これも経過を振り返ってみました。当時は、当初の400万円余りの試算は令和元年度の試算でありまして、当時の人数から、試算値が422万でありました。おおよそ400万という数字を、一般質問の中でも申し上げてきたということでございます。

令和3年3月定例会の一般質問にお答えをしておりますが、「町税の増収が見込めず、投資的事業が行わなくても、一般財源を大きく不足する財政の硬直化に陥りつつあります。財政調整基金で予算調整することが困難な状態に陥っております」と答弁しております。その後、令和3年9月議会では、「もう一度推計試算をし直すなりして、再度担当課を含めて練り上げたい」というふうな答弁になっております。そして、今3月議会を迎えておまして、大変申し訳ないんですが、試算についての検討ができておりません。本町の財政状況が脆弱、弾力度がなく財政危機、財政健全化に向け努力しなければならない時期でございますので、高校生の医療費無料化についても、実施をすることができないということでございます。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 これとて、私は後へは引き下がりませんよ。この問題も、これも数回以上、期待を持たせる答弁をその都度してきた。豊郷町も、この18歳以下の医療費無料化をして、もう数年たつ。豊郷ができて、なぜ甲良ができないのか。私はいつもそれを考えているんです。しようと思えばできる。今までそういう答弁を、前向きな答弁をしてきた。この期に及んで、厳しい財政事情、こういう状態に持ってきたのは誰だ。私は、これはぜひとも成し遂げていただくことを、これからも求めていきます。

次、4番目。町長は、行政力の再生、職員力の向上を公約したが、職員の能力開発、資質の向上は図られたのかという質問をしました。思うように進んでいないが、人材育成は日常の課題だと認識しているとの答弁だった。結局はできてない、進展がないということ。また、これは6月議会で聞いているんですが、4月の人事異動、非常に混乱をしていました。その人事異動は適切に行われたのかということについては、在職年数、職員の配置、業務の停滞等、反省していると。今後は職場を活性化し、機能する人事、公正な人事評価を図ると答弁したが、もう既に入っているかどうか。この3月人事、町長、どのように考えているんですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 その前に、建部議員からも提案をいただきました、人事評価制度の委託費のときの発言でございますし、それはペーパーも頂いておりますが、近年、職員の不正、非行、怠慢、ミスが多く発生をし、中途退職者が増えている現状から、これらの改善・回復が急務である。それと、職員として一定の能力、資質向上を図り、行動、規律、規範平準化を図る必要がある。また、できない職員をできる職員に、しない職員をする職員に変貌し、レベルアップをさせることであるという提言を紹介させていただきました。私の当初からの公約は、職員力の向上によって総合的な行政力の向上を図る、いわゆる行政力の再生、この表現についてはいかがなものかという建部議員の異論をいただいたところでございます。残念ながら、このことは程遠い現状であることを認めているところでございます。

甲良町の内部組織を活性化させるためには、原点に立ち返って、職員の能力向上に努めなければならないと考えております。本日、説明はまだできていませんが、令和4年度の予算編成と行政運営を提出をさせていただきました。11番目の項目に、職員の基本の生活様態として、まずは、初心に帰って挨拶運動を提唱し、取り組んでいきたいと思っておりますし、それから人材育成方針についても、研修計画をしっかりと立て、能力アップ、事務処理能力を向上させてまいりたい。そして、人事評価制度については、まだ導入が時期尚早であるというご意見も賜っておりますが、内部では研修を積み重ねて、まずは4年度人事評価を試行していくということを、職員とともに今、取り組んでおります。そして、人事評価については、5年度実施をめざしているところでございます。このことを、4年度改めて行いたいと考えております。

また、人事異動のご質問いただきました。まだ検討に入っておりませんが、いよいよ定期人事異動の時期でありますので、在籍している職員の能力が発揮できるよう、適材適所の配置に努力してまいりたいと思っております。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 3月、4月1日の異動に向けて、町長の心意気が今、述べられました。まさにそのとおりで、そのとおり実践をしていただきたい。

ただ、1点だけ申し上げておきます。特に公務員の場合は、不正を防止する人事でないと言われたいと駄目だと言われております。ということは、特定な業者、また一部町民との癒着、慣れ合い、町長も苦い経験があると思う。そういうことから派生してくる職員の不正行為が出てきます。それは、長い間同じ部署にいてると、そういう不正行為が起りやすいということから、公務員については不正が防止できる、そういう人事でなければならないということが言われています。これだけ付け足しておきます。これでもって、今、町長の言われたとおりの人事を進めてもらいたい。また、私、この件については、6月

議会で検証を行います。それと同時に、今回の人事は期待をいたしております。

次に、5番目、これは1年前に第2弾、これは甲良町でいう第2弾、コロナ対策生活支援金の全所帯、世帯当たり2万円、そして世帯の1人当たり1万円、例えば2人世帯だったら4万円、3人所帯だったら5万円となるんですが、そのことを求めたことがあります。それは、以前に町税の10%減免、減額をいつとき提唱したことがあります。でも、それはどうも町長は、システムとか、そういういろんな関係で減免措置が取りにくいというか、できないということになったので、私はその代案としてこれを出したことがあります。それから国の方が、そういう要望を私はしていたんですが、国の方が、どうも対象枠を設けてこの地方創生臨時交付金をまた出してくるといって、給付するという情報が流れてきて、そのときに、そういう国は対象枠を設けるようだが、対象枠から外れた者にも支援金の給付はつけるべきだという提案をさせてもらったら、町長は「地方創生臨時交付金の内容、状況を見ながら具体的に検討していく」と、そのときは言っていたんです。その後、国は18歳以下の子ども、非課税世帯の対象枠を設けて10万円の給付を決定したんです。しかし、一律が望ましい現状、そうですね。自民党政府は、対象枠、18歳以下の子どもがいる世帯、非課税世帯を対象に挙げてきましたが、野党の中では、やはりこれは国民の権利、そして平等性から見たら一律に、対象枠を設けずに一律に給付すべきだという、10万円については、そういう意見を持っておられた政党もありました。しかし、国はもうこれを決定した。一律が望ましいという現状から、対象外の世帯にも、せめて国の半額の5万円を町費で給付することを求めたが、町長は、大きな一般財源を要するので、対象外世帯の町独自の支援は困難と考えていると、前回答弁されました。困難と考えていると。その困難と考えているという結論、2つあるんです。困難ではあるけれども、何とかやりくりして実施しますというのと、困難であるので、これはもう絶対できませんと、2通りあるんです。ただ、このときは、町長はできない、しないとは言っていない。「困難と考えている」とだけ答弁しているんです。私は、やりくりをすれば捻出できる予算、その当時は6,500万という私の概算を申し上げました。実際、細かく計算をすると、約6,000万と書いていますが、私の試算では5,905万円、これは、18歳以下の子どもの数906人、その906人を抱える世帯の数、世帯数が490世帯、そして非課税世帯、それが1,004世帯。ただ、非課税世帯と18歳以下の子どもを持つ世帯とを兼ねるといって、両方いただくという、そういう家庭も、これはもう60世帯と上げているんですが、若干の異動はあります。だから、60が62、3になるか、59で終わるか分

かりませんが、約60。そうしてくると、この対象になる人数というのが1,179世帯、1,180世帯ぐらいになります。その計算をしますと、1世帯5万円ですから、5,905万円と。いずれにしても、6,000万円までに収まるという試算であります。

ただ、私、その5万円という根拠があります。甲良町の人口が6,698人、世帯が2,614世帯、1世帯当たりの人数2.56人から2.55人、四捨五入して3人。私が先ほど申し上げた世帯2万円プラス1人1万円。これは3人世帯とした場合、2万円プラス3万円の5万円。だから国は10万円出しているんだけど、せめてその半額の5万円はという根拠は、私はそこから求めている。甲良町の平均世帯、参考に言いますよ。1人世帯というのが808人、1人世帯808人ということは、808世帯。これは全所帯の30.91%、31%ひとり暮らしなんですよ、甲良町内。2人世帯723人。これ、27.66%。1人と2人世帯が、実に58.6%を占める、甲良町の世帯の割合。ほんで、3人世帯を含めると、甲良町の世帯数の75%が3人までの世帯。もう5人、6人というのはほんまに少ないんです。そういう世帯構成。だから私は、これは余分な話だったんですが、こういう甲良町において、ひとり暮らしが多いというのは、いろいろ理由、問題もあります。同一家族、同じ家で住んでいながら、どういうわけか1人と1人というふうに分けて、所帯を持っておられる世帯もあるんです。分けておいた方が、何かにつけて得だなという、そういう利害も生まれてくるんでしょう。全てがそうじゃないですよ。一部そういう方もおられて、甲良町の特質として、ひとり暮らしが非常に多いということなんです。

そういうことで、私はこの5万円、町長は困難と考えていると。町長の思い、気持ちを聞きます。もちろん財政とか、何かにつけてそういう制限があって、これをするのは困難と考えているんですが、町長としては、国がああいう国民を分断するような給付の仕方をしたために、それを必要とされる所帯、またそれを希望する世帯がほかにもあるのに、その世帯には給付金が当たらない。せめて国の5万円の給付金を、町独自で行うということに対する、町長個人としての思いは、やった方がいいと思うか、それとも、いや、こんな無駄なことなんかやめとけという思いか、ちょっと町長の思いを聞かせてください。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 今、ご説明いただいた内容でございますが、令和3年度といたしまして、12月、専決補正をさせていただきました子育て世帯の特別支援事業、いわゆる10万円の、0歳から高校3年までの10万円の給付事業でございます。960万円所得の対象外という規定の中で、12月24日から支

給事業を開始をいたしました。

もう一つは、今、年度内に支給を開始をしようとしている住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金でございます。この2つが、国の制度に基づいて臨時、全額国庫でという事業でございます。今、建部議員はそれに漏れた、その対象外の世帯にも5万円の給付を、約6,000万、今、詳細には5,905万を提案をいただきましたが、申し上げましたとおり、令和2年度は定額給付金に対する町の上乗せを、臨時給付金を使っていいですよということが認められなくなったということでございますので、一般財源で手当てをするということになりますので、困難という表現の仕方は2通り取れるんやというふうにおっしゃいましたが、甲良町では実施できないということでございます。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 実施できないは、それは町長としての立場で言っているのか。私は町長の思い、気持ちとしてはどうかということを知っている。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 首長をしておりますので、行政の責任者である以上、町長としてできないというふうに申し上げてございます。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 分かりますよ、苦しい胸の内は。でも、私はやりくりしたらできる。ただ、気持ちとしては、本当はそういう町民にも、そういう世帯にも、たとえ半額であっても5万円の給付はしてやりたい、すべきだという、個人的にはそういう思いがあるのかどうかというのを、本当は聞きたかったんですが、それは今、首長をしているから言えないというので、できないという返事。そこは、それ以上は聞かないでしょう。でも、確かに今回の10万円の給付金は、国民が等しく受ける権利、そして、平等の原則からしたら、対コロナ対策における支援給付金なるものは、一律でなければならない。私はそれが原則だと思っている。そこで対象枠を設けて、国民を分断するような措置はよろしくない。だからその補填を、町の乏しい予算の中からでも、せめてその半額に当たるものについては、その支援が必要とされるもの、また、希望される世帯についてはぜひとも給付すべきだという、私は思いがあります。

彦根市が、この4年度当初予算の発表をしました。17億ほど調整交付金、要するに基金があったんですが、残り200万を残して、あとの16億5,000万ほどを全部出し切ると。そういう予算を組んだ。かなり削減はしたんだけど、要るものは要るんだというので、調整基金も200万しかない。16億からの金は、要るものは仕方がないというので、皆出してきた。町長

は、いや甲良町は、まだ2億数千万円あるんですよね。それを取り崩してでも、私は、この制度はというか、この給付金の実施は、ぜひとも成し遂げていただきたいということを強く、これは要望しておきます。これは本当に、必要とされる人があるんですよ。

ただ、非課税所帯というように、お金のないところというのは、日本国憲法で、国民は最低限度の健康で生活を営む権利がある。そのために生活保護法という法律をつくって、本当に生活のできない人には生活保護を与えている。殊、コロナ対策における給付金というのは、全て国民は精神的、経済的に非常に大きな負担を抱えている。そういうようなものに分断をして、こちらだけあげます、こちらは駄目です。そういうことは、私は許されることじゃないと。この制度の欠陥、過日アンケート調査がありました。18歳以下の給付金、55%の方がよろしくない、反対の方が55%。それはいいことだと賛成している人が三十数%、国民の中からも、今回の給付制度については、そういう不平不満があるんです。そこは甲良町も町民への温かい目を向けて、ぜひともこの5万円は給付してください。

それでは次へ行きます。

この小・零細建設業の振興、これも前回、私、質問したときに、建設業の振興策はただいま検討中だと、その検討の進捗状況も併せていきます。

その2番目、零細業者の受注拡大を図ると、また、それまでには協同組合の対応は継続して検討する、そういったことを言っていました。どうですか、その検討の具合は。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 内容でございます。

まずは内容を、ちょっと実態を調べてみました。甲良町内におきまして、建設事業者、個人事業者が61社、法人事業者が37社の98社でございます。全商工事業者に占める割合が37%、この比率は、滋賀県で一番高い比率であることが分かりました。また、農業、建設業と農業という言い方をしていましたので、農業はもう歴史的に稲作文化の町でありまして、農用地652ヘクタールについては、町全体の56%を占める、今は集落営農中心であります。前から申し上げておりますが、町内の建設事業者と農業者が連携をした施策展開が、異業種交流ができないかという研修も企ててはいるんですが、コロナ禍で視察先も、そして両者の懇談会という場面設定も準備をしたんですが、残念ながらコロナで実現していないという状況でございますので、引き続きこの課題については取り組んでまいりたいと思います。

次に、総合計画にどう書いているかということは、小・零細建設業者の経

営体質の強化、経営指導、育成を挙げている。具体は、それじゃあ何とするのやということではありますが、従前からであります、商工行政の実際は、従前から商工会を通じた支援ということであると、商工会にその行政を委ねているということになります。経営改善普及事業として経営指導、金融のあっせん、講習会の開催、記帳指導、確定申告、商工会でやってもらっております。それから、建設業の今年度の実績であります、3年度の2月末現在の工事の発注件数が21件でございます。そのうち土木業者の、いわゆる700万以下、工事の区分であります、11件で、契約金額が4,535万2,500円、一番発注区分の多い業種でございます。

また、コロナ関連予算としては申し上げておりました、また補正といひますか、議員提案で補正もしていただいた内容であります、建設水道課で9件、産業課で3件の町内事業者、いわゆる700万未満工事でございます、合計12件で1,360万2,600円の発注でございます。コロナ対策として、そういう700万未満町内業者に限った工事発注をするということをやっておりますので、具体は、緊急ではあります、そういう対策を行っております。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 町長、私は前回の質問にこのように答えているが、具体的に4年度はどうするんやということを聞いている。3年度こうしますというのをお話ししましたというのは、そんなこと聞いていない。3年度、言いました。コロナ対策の一環で、建設業者の経済回復支援事業として、農地費の中の除草工事費で650万、そして、道路橋梁維持費の中に、工事請負費1,200万、合計1,850万の予算を組んでいた。今、一千三百何万と言った、実施が、まだ残っていると。それが、この4年度の予算の中では一切上がっていない、その仕事。要するに、このコロナ対策の一環で行われる、建設業者の経済回復支援事業という名目で上げていた、今まで、それが無い。無いのに、そして今、私は4年度どうするんだと聞いても、具体的なものは無い、ただいま検討中であるというのが前回だった。いずれにしても、時間がないので、これも私は中小、もう零細企業ですが、その建設業者の経営の体質強化なり経営指導なり、人材育成というのは、もう町の総合計画で上げているんですから、計画だけ上げて、あと、じゃあ実行しないのか、実践しないのか。だから4年度どうするんだと聞いていても、的を射た答弁がないので、もうこの件については打ち切ります。

あと1つあります。ちょっとこれは、もう前回もそうでした。さわりだけちょっとお尋ねします。

今年度計画を上げた事業の進捗状況を問うんですが、計画どおりに年度内

に完了した。いや、年度内にはまだ完了していないけど、何とか5月末の出納閉鎖までには、何とかしたい。いや、そうじゃない、繰り越して令和4年度で実施する。計画が上げたが、実行していない事業。この4つに分けて、実は資料を頂きました。私も見ました。

その中で、特に私が問題にしているのが、せっかく上げた予算、実践が、実行ができていないというのは、これは単に職員の怠慢によってその事業ができていないのか。そして、できていない事業の中に、しばらく待ってください、もう2分で終わります。町民の暮らしと福祉、町民の利便に関わる事業を放っておかれているのではないか。そういった町民に迷惑はかけていないのか。そのことを、実はここで問おうと。特に、今回の補正予算も減額が非常に多いです。結局、仕事量が少ない。そして減額が多いということは、当初予算における予算の見積りが甘過ぎたんじゃないか。過大見積りがあって、実際仕事をしてみたらこれだけで済んだ。そういう甘さというのがあったんじゃないか。そして、やはり何といっても、本来こうすべき、ああすべき仕事が、その職員の怠慢によってできていなかったのと違うのかというのを、チェックをしたかったんです。これについては、今日はもう時間がないのでこれでやめますが、予算の委員会で具体的に問うていこうと思います。もし、それは私からはどここの課云々じゃないし、各課長からそういった事業、私が今指摘した事業があるのか、ないのかというのを問いますので、そのときにお答えください。

議長、これで終わります。

○宮崎議長 建部議員の一般質問が終わりました。

ここで15分間休憩します。あの時計で40分ですね、再開します。

(午後 3時25分 休憩)

(午後 3時40分 再開)

○宮崎議長 休憩前に引き続き、開会します。

なお、教育長と学校教育課長は会議のために欠席、今退室されましたので、よろしく申し上げます。

それでは、次に、6番 阪東議員の一般質問を許します。

6番 阪東議員。

○阪東議員 議長のお許しをいただきましたので、質問の方をさせていただきたいと思います。

まずは、財政危機宣言について伺いたします。

先日2月の臨時議会で、町長の方から財政危機宣言が、急にお話をされまして、かなり甲良についても深刻化しているんだなというふうに認識をしております。町も予算手当のできる資金、財政調整基金、これがかなり数年で

減少したことを、決算などで推測というか、認識をしておりますが、ある意味で、宣言を出した以上は、中にもそうですし、外にも関係、町にもあると思います。それ相応の、やっぱり覚悟が要るんじゃないかなというふうに推測をしております。

そこで、①で、ちょっと舌足らずな部分がありましたのですけれども、最後の方に、ここ数年で減少の原因というのは、これは財政調整基金がかなり目減りしているというふうな形で、質問をする予定です。そういったところで、一番の方に移りまして、既に全協の方でもお伺いしております。今後、当然限られた予算で年度事業の執行をする必要があると思います。この数年で、1つが財政調整基金というのは、私の認識で、当然予算の執行で余ったお金とか、使えなかった金ということで、一時借入れというふうな形の、決算で一時借入れというふうな形のもので、あと、繰戻しというふうな形をやっぱり定期的にしていかないと、そこは減少するというふうな形が分かるのですけれども、それが毎年どんどんどん減っていたというふうな原因は何であったかと。事業のせい、何であったのかというふうな形について、お伺いしたいと思います。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 財政調整基金でございますが、どの市町も一般財源不足を、当初予算でも財政調整基金でというのを充てていらっしゃいます。それは年度間を超えた財源調整という、そういう意味の基金でありますので、その目的が、本町の場合には著しく減少の一途をたどってきたということが原因でありまして、何でそうやということでございますが、資料をお渡ししましたとおり、平成29年度に6億4,100万、基金がありました。30年度の残高が3億9,300万。ここで、2億4,800万の減額があつて、通常なら何とかして積み戻しといいますか、戻す予算を確保して、著しく財調が減らないような年度間調整をするわけですが、ここの減り方が大きかったので、もう1回遡ってみましたところ、30年の9月4日に、台風21号が襲来しました。これが彦根市の最大瞬間風速の観測記録ということで、46.2メートル、ここで見てもらうと、公民館の屋根飛びましたので、その修復をしたりとかで、町の公民館、それから保育センター、小中学校、屋根の剥離、それから中学校では雨漏り、ほかの施設も雨漏りしたのですが、特には屋根の修繕と、それから、中学校が陸屋根の雨漏り修理をしたということで、財政調整基金を使ってしまったという、その戻しが、残念ながらできなかったということでもありますので、以降、今年度以降であります、改めて緊縮財政危機をして、内外にそういう宣言をして財政の再建をしていきたいというふうに思います。

先ほどの質問でありましたが、過大見積り等々、執行面での今後規則とい
いますか、ルールも見直し、今年度は補助金、負担金、交付金、また委員会
で審議いただきますけど、やれる第1段階を削減をしたということござい
ますので、財政調整基金、乏しくなりましたので、できるだけ減らない工夫
を財政危機宣言の中で、健全化計画でそういうことをやっていきたいとい
うふうに思っています。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。

1つは、ちょっと気になるんですけど、危機宣言というのを先ほども、私
も言ったので、内外というか、中は大体分かっている、外に出すというこ
とについては、やはり何か影響があるのか、ないのかということは、例え
ばそういう負担金をちょっと減らしてほしいというふうなものも、やっぱ
り行く可能性があるんで、そういうところについては今現在、考えておられ
るか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 内外という、外向きであります、非常に甲良、財政ピンチであ
るということを表明する上でも、それから負担金、補助金、交付金を削りま
した。200万少し。その中では、通常行政間で協議会とか団体をつくって、
近隣あるいは県内で活動するというのが常で、その負担金でありますけれ
ど、例えば彦根警察署の交通安全協会は残りますけど、安全管理、運転の方
となくなりましたので、宣言をすることによって犬上三町、甲良、水くさい
やないけど、おまえ、出てけえへんのかということになりますから、いや
いや、もう第1段階はそうせざるを得ないのやというふうな発信を含めて、
危機宣言は重要だというふうに思っています。

○阪東議員 それでは、2番の方に。

企業であれば、必要最小限の事業の出費や、必要最小限しか使わないとい
うことと、やっぱり固定資産の売却とか、そういうふうな形のもので、でき
るだけ効果の出るような方法を考えるんですけども、今後大小に関わらず、
その効果が十分発揮できているかというふうなことで、全て発揮できてい
ないものは、やっぱり切り捨てが必要だというふうに思うんです。

それらの、今のターゲットというふうな形についても、この中で、主な削
減項目というふうな形で見せてはいただいておりますけれども、要はでき
やすい項目のみというふうな形を感じ受けられますので、本当に町長の思っ
ておられる、これもほかに抵抗が、課長間であるかも分かりませんが、
やっぱりターゲットは、やっぱり絞っておかないとあかんと思うので、そ
ういうような点については、説明はちゃんとされていたんでしょいかね。説明

というか、課長の内部の方でね。ターゲットはこれにするというふうな形で、これを切り捨てるというふうな形のものは。要は、逆に出してくれというのは、全然意思がないので、これ、切り捨てるというのが。要はV字改革、先ほども言いましたが、やっぱり切り捨てんと、やっぱりできないと思うんです。これとこれ、例えば切り捨てて、これについては議会で、ちょっと当面、1、2年の間は我慢してもらうんやと。そやけど、その返りはしっかりするというふうな形のものの思いがなかったのか、あったのか、そのターゲットは、そういうふうな形はあったのか、なかったのか、お答えを。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 若干、また委員会でペーパーの報告をさせていただきますが、とにかく予算査定をやるについて、一般財源が足りないという、今年初めてかという、昨年の査定もそうでありましたが、いよいよ通常の査定ベースではいかないということで、緊急課長会を開いて、9.8%をめざして各課で削減してくださいということで、それを集計をして、さらに、不十分でありましたけど、削減できるものを削減するという、トップ査定削減の時間を設けて査定した項目が、お出しをしている書類です。したがって、規律の中でという過大見積りだったり、予算見積りのルールであったり、この8号補正では、2億から減額しているということはその裏返しであると思いますが、そういうことを今年度以降、次の段階へしっかり移っていきたいなというふうに思っています。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 それでは、3番の方に移ります。

今後、緊縮管理を徹底するためにも、町長自ら、また政策を実施する職員に対しても、どのように説明しているかというふうな形をお聞きしたいと思います。職員にどのように、形で徹底をするのか。課長会では分かるんやけれども、一般職員に対してもどのような形で、やはり説明をして、例えば鉛筆1本でも、やはりちょっと十分に、足りないか分からんというふうな形の説明をやっぱりしないと、やっぱり聞いてもらえないと思うので、それは説明をされましたか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 なかなか職員の徹底、難しいんでありますが、予算内示といいまして、緊急の課長会をやって削減を指示して、それを集計をして、さらに予算内示はもうこれでいくという、復活予算なしよという、削減のまんまでいきますよということ、さらには財政サイドで事務的に、消耗費10%、昨年度よりも抑えたり、窮屈な、毎年よりも、予算になっています。したがって、今のところ課長を通じて、課員に徹底というルールでしかやっておりません

が、もう手始めには休憩時間、いわゆる昼休みの電灯を消すということを徹底をしておりますし、折々やっていきたいと思いますが、そしてペーパーに書かせていただいたのは、行政改革推進委員会、ちょっと3年度が中断しておりましたので、行政改革推進委員会の組織、専門家の先生も入っていただいて、日常、職員が改革できる原案をつくって、専門の方に見ていただく、そういう日常の活動をしながら、さらに全職員を挙げた浸透といいますか、仕方を考えていきたいというふうに思っております。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 やはり、企業でも何でも、やっぱりこういう景気の悪いときについては我慢せんならんときがいっぱいあると思うんです。そういったときにやはり、どのような方策でやっていくかという、方策でやっていくかというふうな形のを、やはり一般の職員なり、事業に対して問いかけしてもうて、やっぱりそういうふうな中で、鉛筆1本にしろ、いったんまとめて、どれだけあるんや、いっぺんまとめて持ってきて、それをまた逆に貸出しする、逆に言うたら、庶務的な形のを1カ所、管理する部門を1カ所つくって割り振りをするというふうな形のものもあります。そういうような形についてコントロールをしていかないと、どう言うんか、幾ら計画でも、餅屋の餅になってしまいますので、十分そこら辺は見て検討をし、できるだけ町長じゃなくて、やはり従業員側の職員の方が、やっぱりアイデアを出せるような職場にしてほしいなというふうに思います。

続きまして、4番目、町民の方はちらっとこの間、やっぱりそういうような宣言が出ましたというので、町長の方がお話しされましたというふうなところで、私の方も村の会議でお話をさせてもらいました。やっぱり財政破綻というふうな形のを気にしておられます。夕張に近いような状態で、税率目いっぱいまで上げられるんやろうかというふうな形のものも心配はされています。そういった意味で、町長としてもいろんな宣言を出されましたが、いち早くやっぱり住民についても、本当に説明をして、こういうところについては我慢してもらわんとあかんねやけれども、こういうところについては、やっぱり守っていきますというところもあろうかと思えます。やっぱり説明責任があると思えますので、どのように考えておられるかお答え願いたいと思います。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 まあ言うると、急転直下、にわかには財政危機宣言みたいなことをやらせてもらっておりますので、とにかく宣言した以上は内外に広くということ、そして、議会で申し上げておりますとおり、3月定例会の議員さんの意見、様々な意見をお聞かせいただいて、それを町民に丁寧に伝えられる、

いつも町民に伝えるのは行政報告という形で、今度はタイトルを財政危機宣言、何でこうなってきたか、背景も含めて、そして当面やることを、今後こういうことで改善を図っています。議員おっしゃっていただいた、夕張にならない独自改善が達成できるように、そんな見通しが、今後年次的にやっていきたいというふうに思っています。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 5番目に、一応、先ほど中身、少し話はさせてもらったんですけども、直感的に、サービスは、こういう面について町民に我慢してもらおう点というのは、思い浮かべる点はありますでしょうか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 当面町民へ、何というか影響する、あるいは、こんなことをしてくれはるのかという批判も含めた、お金がないからやということでは、先ほど提案させていただいた長寿祝金、それからインフルエンザを今、1,000円負担でやってもらっておりますが、もう1,000円加算をして、2,000円負担ということも含めて、町民への影響、言う痛みを感じていただいて、町も危機なんやなど、頑張れやと言われるようなことにつなげていかなければならないと思いますので、少し町民に影響する事業も、中に込めさせていただいているところであります。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 ある程度我慢してもらえらると思うんですけど、やっぱり暫定的に期間を、やっぱりある程度、永久にというふうな形にはならない。他の市町との関係もあるので。例えば当面何年までとかいうふうな形のもので検討とかするのが必要かなと僕は思うんですけど、それ、お答えは結構です。

次に、⑥の方から、過去、町税というのが、対比すると人件費にほとんど町税が費やされているということで、いろんな面で、これは過去から言われていると思うので、組織改革というか、その編成というか、企業であれば、早う言うたら希望退職というふうな形もあろうかと思えます。こういうふうなのはできないので。例えば、要はからに見合った縮小に関わる、やっぱり人的整理というふうな形。当面何年間については、やっぱりこういう事業についてを縮小をしていって、こういう人についてはちょっと減らしていく、採用を減らすというか、首にはできませんのでね。採用を減らしていくというふうな、人的な整理というふうな形を考えておられますか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 甲良で言わせていただきますと、小規模な町であります。小規模でありますけれど、年々の行政需要といいますか、やる仕事が増え続けておりますので、何とか、後ほど質問あると思うんですが、事業評価、増やすば

かりでなくスクラップ・アンド・ビルドであります。減らす事業も発展的に解消する事業等々、見定めることと、それから公務は人で仕事をしておりますので、いずれにしても質的向上、マンパワーを上げていくということをやっていかなければならないと思っておりますし、究極的には総額人件費、どうするんやという検討をしていかなければならないと思っておりますので、今年度第1段階は少し時間外手当の総額を抑制したのと、それから、また退職者があるかもしれませんが、職員定数、各課の配置についても、足りない人員は会計年度職員という補充をしておりますので、本当に会計年度職員を置いてやらなければならない仕事かという、まずその辺から点検をしていく必要があるというふうに思っています。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 続きまして、⑦の方に行きます。

財政危機の中で、これから新年度が始まりますが、ここ数年事業に対して、その年度の目標から得られる成果というのが、私も見ていますけど、よく分からないと思っております。先日も建部議員の方から指摘がありましたが、しっかりした単年度行動計画を立てなければ、やっぱりそういう改革というか、V字の改革ができないように思います。適正な執行もできないと感じます。

そこで、財政危機宣言を出した以上、単なる年度目標の組替え、この前建部さんも言っただけなんですけれども、建部議員の方も。組替え、それでやっぱり町民は納得しないと思うんです。組替えというふうな、文言の組替え、そういう前へ行ったり後ろへ行ったり、中身は一緒やないかとか、そういうような組替えでは、ちょっと納得できんのと違うかなというふうに思います。やっぱり費用は使う以上は、その効果がやっぱり数字で出てこない、やっぱり評価できない。見てみますと、やっぱり結果が表現で終わっている。目標も数字であれば、結果も数字でなければ、普通は我々は若いときから言われてきたんですけど、必ず数字ですよ。人数でもいいし、その数字を何に置き換えるかというのが重大で、それを結果で見ていくんやというふうな形を言われています。

私が議員になった当初は、全協で費用と結果を表したテキストが、ちゃんと分かりやすく書いていたんですよ。説明もありました。また、その結果は、満足度でどうであったか、ABCか何かで、そういうような形も書いていました。それがここ数年、全くそういうような形ができていない。これに対しては、ええのか、悪いのか。我々も、あなた、よかったですか、これは悪かったですか、どうしようと思うているんですかということが、はっきり分からないところがたくさんあると思っております。肝心なところまで、やっぱり削減されたように思うんですが。町長、こう思いませんか。町長でしたっけ、

これは。総務課長。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長 今、議員がおっしゃる事業を行う上で、その成果や効果の検証は重要であると認識しております。町の方には、年にいっぺん決算監査と、毎月事業進捗の定例監査が行われていますので、そこで予算の執行状況なりは資料を出して説明させてもらっていますし、それに対して監査委員さんのご意見をいただいて、当然そのご意見は公表もされますし、役場の中でも共有認識を持って対応する体制にはなっております。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 今、ちょっとお話ししたように、私も今回議員推薦を受けまして、町長より監査委員の選任を初めて受けて、監査を2月の末に経験させていただきました。監査委員としては守秘義務がありますので、質問に対してもやっぱり十分に、やっぱり弊害が出ないように、やっぱりしていきたいとは、私は心がけております。

そういった中で、やっぱりこの中で、やっぱり数字というふうな形については、監査の到達点というのは、やっぱり数字も見ていかないと、数字の結果を見ていかないと、この事業が正しかったのか、悪かったのかというのは分からないと思うんです。そういうようなところについてはできるだけ、表現じゃなくて、例えば前回ありましたけども、前回ちょっと監査、これは言ってもいいと思うんですけれども、英語の教室を小学校でやりましたと。みんな楽しくできました。これ、あかんやろうと。こういう表現の、こういうような結果のまとめは、実際はあかんと思いますよ。何かそこで数字を出してこないと。楽しくした人が、最初何人やったんやけど、何人に増えましたよと。そうすると、1人の先生に対して、コストが大体こんだけやというふうな形のものが分かるような仕組みをやって、その評価としては、我々含めて満足度がどうであったんかというふうな形を出してきて、初めてこれは有効なお金を使っていたいただきましたねというふうな形で判断できる。

要は監査についてもプロセスの1つなので、何か出していかなとあかんわけね。プロセス、仕事があって、要は、仕事というのは、委託されました、それで委託やって自分仕事しました。それで、アウトプットを出して初めて、私は貫通やと思っているので。アウトプットが出せない。出せるように、今後はやっぱり考えてもらいたいというふうに思います。ここはこれで終わります。

8番目に、早く複式簿記をする必要があるのではないかなというふうに思います。これ、総務課長、どう思われます。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長 従来は、地方公共団体の会計については、予算の適正確実な執行のために現金の授受の事実を重視する現金主義が採用されてきましたが、平成27年度からは、総務省の通知によって発生主義、いわゆる複式簿記の考え方を取り入れた新たな地方公会計を全国的に導入するようになったということで、甲良町においても平成28年度の決算から、これはもう導入しております、複式簿記の考え方を取り入れた決算書、通称財務4表というんですが、それは作成しております、財務4表は情報公開室では閲覧できるようには、一応公表はしていますが、というような、今、状態であります。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 複式簿記は、やっぱりかなりいいと思います。なぜかという、1つは、例に出しますと水道会計、これも、水道も基本的には前受けという金で、財政調整基金のそういうような、やっぱり考え方で、ほんまはあかんのですよ。結局、もう資産がかなり目減りをしとるのですよ。資産を減らして、それで、その減価償却で、損益で、浮いた金をこっちへ回している。それはもう最後、ゼロになって、それも破綻するわけですよ。そういうふうなところがしっかり、やっぱり流動資産と固定資産のバランスを見ながら、やはりできるような体制を講じないと、今の前受金があるな、ようけあるなというふうなことでは、もう話にならんと思うんです。是が非でも皆さん勉強してもらって、複式を早くかなえていただきたいというふうに思います。

続きまして、大きな2番で、積雪による除雪や災害保険などについて、ちょっと伺います。

今回の年末年始の積雪は、過去に例を見ないような状況で、12月27日には国道8号線も50キロの停滞で、鉄道も、近江鉄道も脱線したというふうな形のもので、再開のめどが立たないぐらいに交通が大混乱をしました。私も、生まれて初めてこんなことを経験するというふうな形で、70年間ぐらひは何もなかったのかなというふうに思っております。また、その被害の方も、いろんな東びわこの管内でも、件数1件数なんですけど、1,400件ぐらひの共済の申込みがあったというふうな形のもので、人じゃなくて、件数だけで。やっぱりハウスの倒壊とか、住宅のひさしが折れたとかいうふうな形が多数発生したというふうな現状です。

また、建設業や区の団体、町民の皆さんが除雪に協力され、彦根市の除雪の状況から見ると、かなり甲良というのは小さい割については進んでおるなというふうな印象を受けました。やっぱり、今後は基本的には気象変動というふうな形がますます進んでこようかと思えます。雪にかかわらず、本当に自然災害というふうな形のものも多く発生する懸念が予想をされております。

①で、全協でもお話がありましたように、今年度の除雪費用は本当に多額

な費用やと思います。今現在の推測金額は大体どれぐらいかなというふうに思う。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 現在、21日までの積雪の実績値といたしましては、1億504万9,748円というのが実績値でございます。そこに、今後事業者の機械の修正等がございまして、約、今年度は1億1,000万円前後を見込んでいるという状態でございます。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。思いがけない出費というふうなところで、財政は当然不足するというふうな形について、その手当について、町長はどうされておられるというか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 今回、湖東地域が年末年始のゲリラ雪に見舞われました。広域連携を今後活かすということで、湖東土木事務所が関係市町を寄せて、除雪機に使った費用、あるいは単独で、名神高速道路も含めて、安全対策で通行止めにするるとみな下におりるといふ、道路連携といふ、そういうのも含めて、今後の対応、それから各市町がどう対応したかという検証結果等々をまとめていただきました。結果、財源の方に移るんですが、土木サイド、いわゆる国土交通省では、甲良町は積雪寒冷地域という指定は、米原以北でしかできておりませんが、今度の8号バイパスは寒冷地仕様ということをやってもらう予定でありますけれど、国土交通省を通じて、1級町道と1級に準ずる集落間道路を対象とした調査が来ました。うちで言いますと、総延長106キロほど町道があるんですが、そのうち13.7キロが、今言った1級町道に準ずるといふことで、ひとまず調査対象路線として、約13%ぐらいですか、に置き換えて除雪費を計算すると、約1,200万円という調書を既に、県の道路保全課を通じて出しています。

それが認められるのかどうかという結果が、まだ、担当課から聞いておりませんが、新たにその項目が追加をされた。それから、申し上げておりましたように、特別交付税に頼るしかありませんので、通常の特別交付税に、この除雪費用はプラスアルファ上積みをして、1億円を要望しているんですが、果たしてそれがどうなるかは、県は副知事を窓口で、それから総務省については事務方、自治財政局長、事務方のトップ、それから総務大臣官房官、これは政治家であります、その2人に、直接出向いて陳情できませんでしたが、ウェブと電話で陳情申し上げました。通らないと駄目なので、写真を見せたり、それから線状降雪帯ということも申し上げて、異常な除雪費がかさんだことは訴えておりますので、それが幾らかという結果は、3月中旬でし

か回答が来ないということでございます。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。③の方で確認ができていなかったのも、町の施設は、最終的な被害はなかったというふうなことなんでしょうか。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長 施設の被害は、結局7件上がってしまして、子育て支援センターの樋、東小学校の屋根の瓦、道の駅の関係で、樋、公営住宅の雨どいで4件ということで、全部で7件の被害は報告を受けています。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 これらは、共済には何か入っていますのでしょうか。

○宮崎議長 総務課長。

○中川総務課長 共済保証会社ということで、一般財団法人の全国自治協会の方の保険に入っております。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。

5番目の方に移らせていただきます。

集落内と主幹幹線道路の間、つなぎ道路は、一応今後は集落にお願いせざるを得ないのかなというふうには、私は思っているんですけど、積雪に応じて、やっぱり町としても助成の検討をすべきではないのかなというふうには思います。今回はお見舞金として処理をされていますが、やっぱりそこら辺は、先日も質問で、12月の質問で言いましたように、やっぱり地域運営組織、農村RMOなどを、基本的にはそういうなところはやっぱり補助をもらいながら、やっぱり事業を少しずつ進めていくというか、そういうような形で、ちょっとやっぱり町の資金を軽減する、ほかはタクシーとか、個人タクシーみたいな形もあったと思うんですけども、そういうふうな形のものをして、相乗りタクシーとか、そういうような形のものから撤退するというふうな形もできると思うんですけども、そういうようなところに対しても、やっぱり少しずつ考えていく必要はあるん違うかなと思いますんやけれども、いかがですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 冒頭申し上げましたように、管内の各市町の情報交換会がありましたので、町道のどれだけの延長を除雪しているんやというデータも突き合わせがありまして、この彦根管内では甲良が60%を超える町道を開けているというのは、もう増やし続けてきた結果なんです。したがって、今回は雪を、置場がなくて、排雪という作業までやりまして、その間、区長さんをお願いをして集落協力も得ましたので、方向については今、今年を除雪の反省

に立って、そして町内の除雪委託業者さんも非常に頑張っていたということがあります、町と集落の協力関係をどうするかということも含めて、今、建設水道課長が原案を練り直していただきますので、今、建設水道課長、考えている一端を紹介していただければ。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すいません、おっしゃっていただいているとおり、地域の力を借りないと、どうしてももう除雪ラインができないような状態になってまいりましたので、そういったことを、4月以降になりますけれども、自治会と協議の場を設けたいと思っております。その中でご意見をいただいて、いろいろな補助方式等々、また行政の分担という部分とを明確にして、今後の除雪体系の確立を図っていきたいということで、現在調整をさせていただいているところでございますので、どうかよろしくお願いいたします。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 いろんな形で、集落と相談しながら進めていってもらえればありがたいなというふうに思います。

最後になりましたけれども、持続可能な開発目標についてお伺いいたします。

前回の質問で、企画監理課長の質問を飛ばしまして、申し訳ないです。今回、しっかり聞いていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

昨年の初め、ちょっと、3月議会でしたっけね。第2次総合計画というふうな形についても、甲良町もSDGsというふうな形を取り入れるという、あるいは国連の宣言に賛同するというふうな形のをされました。そのときは、議員も何のことが分からないというふうな人もおられたと思っておりますけれども、最近ではテレビのコマーシャルとか、そういうふうなインターネットの効果もありまして、ほぼ多くの方にある程度理解されてきたようには思います。私も企業で、やはりいち早く国連の示す17の開発目標というふうな形のを検討し、やはり企業目標というか、重点項目というふうなところについて取り入れをしてきました。なかなか各課の事業に結びつけるというのは難しいんですけれども、ある程度、やはり結びつけなければ、多分末端の人、よく分からないと思えます。

そういった意味で、基本的にはやっぱり17の項目がありますよね。17の項目を見てみると、基本的には、ざっとこうあるんですけれども、1番に「貧困をなくそう」、2番に「飢餓をゼロ」に、3番に、「全ての人に健康を」、そして4番、「質の高い教育を」、5番に「ジェンダー平等を実現しよう」、「安全な水とトイレを世界中に」というふうな形のもので、この中で見ていくと、1から6までが、大体この貧困や飢餓、ほんで健康や教育、

さらには、この中のものには発展途上国の内容の支援というものが多く含まれているわけなんですよね。貧困というのは、教育の貧困という中では、日本についても大体6人から7人の中に、1人は必ずそういう貧困だと言われてます。それも取り入れてもいいんですけど、だから、そういうような形で、順番に7から12、7から12というのは、大体エネルギーの関係とか、そういうようなものが、経済成長のところが書かれているわけで、まさに先進国である日本についても、我々の国についても密接にある関係の目標というふうな形が分かります。

13から15については、気候変動や海の話、海きれいにしましょうとか、これは開発途上国や、また先進国だけの話じゃなくて、もっと包括的な話になってくるといふふうな見方ができると思います。

そういった中で、庁舎もSDGsを目標で、いろんなものの考え方があると思うんですけども、私の質問に戻しますと、各課事業と結びつけている、各課代表的なもので、17の目標の中から関連された事業は何かありますかというふうな形のものをお伺いしたかったんですけども、いかがでしょうか。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 昨年度末に策定しました第4次甲良町総合計画では、5つの基本目標ごとに事業内容に基づいたSDGsのそれぞれの目標を記載しまして、その意識づけを図っているところです。その中から、現に事業の実施に着手し、広報等の掲載によって、町民の皆様にも比較的身近な事業を3つほどご紹介したいと思います。

まず、1つ目です。基本目標の2、みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」の、その中でも政策の2に、「学校教育を充実する」といった項目がございます。この中では、教育委員会の取組として、例えばコロナの臨時交付金を活用した小中学生や教員用のタブレット端末の購入や、電子黒板の購入などが挙げられます。これはSDGsの目標の4番目にあたります、「質の高い教育をみんなに」に対応したものとなります。

次に、2つ目でございますけれども、基本目標の3、誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会の中の、政策の2つ目でございます「健康（保健・医療）を推進する」では、保健福祉課の取組としまして、新型コロナウイルスの発症予防のために、多くの町民の皆様を対象に実施しておりますワクチン接種が挙げられます。これはSDGsの目標の3、「すべての人に健康と福祉を」といったものに対応した事業となります。

3つ目でございますけれども、基本目標の4、定住を支える確かな基盤と環境を持つ町の、その中の政策の3つ目でございます「防災・生活安全を推

進する」では、総務課の取組として、日産自動車と災害連携協定を結びまして、災害の停電時には避難所に電気自動車を提供してもらい、電気を供給できる体制を整えるといったような取組がございます。これはSDGsの目標の11番目でございます、「住み続けられるまちづくりを」に対応したものでございます。

議員のご発言の中にもありましたとおり、甲良町では地域課題の解決、地方創生をめざし、国や地方自治体、企業、住民などと連携して、地方からSDGsを推進しようとする「SDGs日本モデル」宣言、この宣言に、昨年6月に甲良町も賛同したところでございます。SDGsの意識の高揚を図りながら、総合計画の着実な実施を進めていきたいといったふうに考えております。

以上です。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。丁寧な説明、ありがとうございます。ただ、町できていないのは、見える化ができていないんですよ。例えば、ずっと、この15の中で何をやっているのかの見える化が、掲示でも貼っておいてくれたら、「あ、やってはるな」という。そこに、箱の中に詰めておられても、何にもならん。だから皆さんに、私の仕事の中で、これはこれに、国連の言うているものに結びついているんやというふうな形を、やはりしっかり見える化をしないと、どこの現場というか、部署にもやっぱり貼っておかないと、本来の姿はやっぱり分からないと思うんです。だから、そんなところに結びつけていただきたいというふうに思います。いかがですか。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 議員ご指摘のとおり、総合計画の冊子の中だけのものとして、私たちの仕事でありますとか、町民の皆様の生活にそれが具現化、まだされ切れていないというのは事実かと思っておりますので、そういったことが、私たちのふだんの仕事の中、また町民の皆様の生活の中で意識づけができるような取組というのも、今後、他市町やそういったことを見ながら、議員ご指摘のようなことがふだんの生活の中から感じられるようなことに努めていきたいなというふうに考えております。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。今、庁舎の中のSDGs目標は、いろんなものがあると思います。身近なプロセスの内容がすぐに結びつくことがあろうかと思えます。そのためには、以前から行われていました習慣のようなもの、また、言わば慣例というか、そういうようなものをやっぱり見直していく必要があるん違うかなと思います。慣れている業務であれば、仕事は簡

単と思うんですけれども、慣例での作業は相対的に、他の部署や町民のためになっていないところがたくさんあるかと思えます。

そういった意味で、やっぱり見直しをしてもらって、やはりいいところは残し、改善しつつあるところはやっぱりよき方向に、やっぱり改善してほしいと思います。それがやっぱり見える化というか、これはもうちょっと時代に合っていないん違うかというふうに、貼られておれば分かるんですよ。それが教育訓練。教育というのは、何も横に教えてする問題じゃない。やっぱり教育訓練というのは、そういうふうなところに常に情報を発信を、手元に置いてやってあげるというのも、やっぱり重大な教育の訓練のところやと思うんで、必ずしも自分のパソコンの中とか机の中に貼って、できていますというような形では、これはできているとは限らないと思いますので、改善の方をよろしく、これが慣習であればよろしくをお願いします。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 先ほど、前の質問でも評価のことを、阪東議員触れていただきましたし、今も見える化ということをお願いいたしました。次の丸山議員、人事の質問をいただきますが、限られた陣容ですが、スタッフ的な進行管理ができる職員を置きたいなというふうに、まだ漠ですが思っております。もう総合計画でもKPI指標という、この項目では何を重点目標で定めている、それが毎年度できたかどうかのチェックが要ります。それから財政健全化と言っています。健全化は何を目標としてやったか、行革はどういうことが成果として結びついたか、中長期的には、教育長も申し上げております保育園の統合の話、少し時間はかかりますけど、そういう目標を設定しながらやるということ。それから、議会と議決を得させていただく必要がありますが、今度の新過疎法に基づいた甲良町の計画、それもそこに事業が、どういう展開ができていくかという、各課を点検する進行管理をしていただく、そういう職員をぜひ配置をして、評価を進めていきたいなというふうに思っています。

○宮崎議長 阪東議員。

○阪東議員 甲良町も早々に、また正常化に戻るようお願いし、また祈願しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○宮崎議長 阪東議員の一般質問は終わりました。

次に、7番 丸山議員の一般質問を許します。

7番 丸山議員。

○丸山議員 それでは早速、時間もないので早めに行きたいと思います。

職員の人事についてを聞きたいと思いますが、各課の人事をどのように町長は考えておられるかということ、これは幾つかあるんですが、今の各課の

中でも、非常に大変な課があるということ。やっぱりスムーズにいつている課もあれば、一生懸命やっている中でも大変だという課があるんですが、やっぱりそういうところ、町長としては、各課があると思うんですが、うまく、今、いけている課もあれば、ちょっとこの課は厳しい、非常に大変だなという課があるということの思い、気づいておられるか、町長としてはそんなことはないと思っておられるか、ちょっとその辺を聞かせていただきたい。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 まずもって、人事のご質問をいただくということは、課題があるのではないかという前提があると思うんですが、私自身も課長と連携をしながら、途中で担当が休んでしまったとか、あるいは絶対数が足らんのやとかいうコミュニケーションはしておりますので、十分、各課に十分な人員が配置できているとは思っておりませんし、そういう課題と申しますか、充足しなければならぬ課があることは承知をしておるところでございます。

○宮崎議長 丸山議員。

○丸山議員 町長がそうやって思っていたらあればありがたいんですが、非常にやっぱり厳しいというか。一生懸命やっているんですよ。やっている中でも、やっぱりこの人間得意の分野もあれば、得意でないところもあると思うんですよ。例えば私、私で簡単に言うと、簡単かというと、私の思いとしては、私は建設が正直言ってメインでありますので、建設のことに対しては分かります。しかし、もし私が職員であって、急に教育委員会に振られたりとか、税務課に振られたりとかしても、正直言うて、目いっぱい力を出せませんよ、正直言うて。得意じゃないところに行った場合。

やっぱりそういうようなところで、私が思うのが、やっぱ和気あいあいにならずに行ける中で、もう一度、やっぱり建部議員の質問にもありましたけど、この4月には何としてもこの期待をしていきたいと思うんですが、やっぱりそういった中で、職員の言葉もね、町長、やっぱり素直に聞いてあげてほしい。というのは、やっぱりこの間も2月の臨時議会で、財政健全化比率のグラフなんか見せていただいて、年間1億の赤字が出ている、それが4年間続いていること。やっぱりこういうことは、やっぱり職員と町長との間がうまくいけていないのかと思うんですよ。やっぱりこれは職員の声も聞くべき。多分、職員の中でも言っていると思うんですよ。これ、年間1億も赤字を出しているけど、これ、どうすんのやと。平成29年から令和2年までの4年間、最初の1年間に1億の赤字を出したら、次の2年目は何とかせなあかん。3年目にまた、それを減らしていかな、4年目にはもうゼロにでも、ほんまはしていかなと、このまま続いたらずっと赤字が続く。やっぱりそういった中で、職員も一生懸命やっている中で、聞く耳を持っていただけないと。今

度は職員も力いっぱい、これを発揮したいなと思っているところも、できないところがあるんでないかなと思うんですよ。

そういった中で、各課にもいろんな声が、私にも聞こえるんですが、やっぱり新しいというか、若い新人の職員は、やっぱりいろんなところに行って勉強してもらうべきだと思います。しかし、もうある程度年が来たら、やっぱりもう落ち着いたところにずっと、何もない限り、やっぱり置いてあげるべきではないかなと思うんですよ。ここ、野瀬町政になってから見ておると、若い新人の職員、何名かもう辞めていますよね。その職員が良い職員か、悪い職員かという、私はそれは分かりませんが、やっぱりここではもうやっていけん、こんなところではあかんという判断で、若い選手というか、若い職員はやり直そうという気持ちで、私は辞めていっているんだと思うんですよ。中には退職まであと1年、2年、3年残して辞めている職員、大概もう悪いけど、公務員であと2年、3年という感じだったら、もう我慢しても残ろうかというのが普通。しかし、それでもやっぱり言うこと聞いていくのが耐えられない。だからあと1年、2年、3年となっても辞めている職員が、ここ何年か見ているといいます。

そういった中、見ておると、やっぱりこの人事がうまくいっていないのか、やっぱり職員の声を町長が聞いていないのか。こういうところが、やっぱり1つの連携が取れていない以上は、皆さんが先ほどから言うていとおおり、町はよくなる。やっぱり、企業でいうたら社長、行政でいう町長、トップ。やっぱり職員の声も聞くべきであると思いますが、どうですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 まずは、丸山副議長が就任されたときに、行政の声を聞く、職員の声を聞く、いい職場づくりということは、私に置き換えても言えることでもありますので、ちょうど人事を行う前の質問をいただいておりますので、マネジメント、町長がするガバメント、責任と、それから指導力を発揮しながら、それを支えていただく、仕事をする職員がうまく機能するように、しっかり事務、行政事務を進めていきたいというふうに思っています。

具体は、私の指導力も足りていないという部分はありますので、それはしっかり、私なりに指導力も併せて発揮していかないと、職員がついてきてくれないということもありますので、言うべきは言うて、指示するべきはして、町長の決断はしっかりやっていくということに心がけたいと思いますし、それから、ペーパーに下ろさせていただいて、人事評価で、教育長は両方、プラスとマイナスの面を見て、職員の個人を伸ばしていく人事評価、あるいは聞き取りを上手にするんやでということも言ってもらっておりますので、まずは職場、明るい職場づくりに、もう一度最初から挨拶運動を入れながら、

いい関係づくりをしていきたいというふうに思っています。

○宮崎議長 丸山議員。

○丸山議員 町長、よく分かりました。今の声を私は信じております。どうか4月の人事には、よりうまくいけるような人事をお願いしたいと思いますが、やっぱりこのように、朝も言いましたけど、町長ももちろん町長としての意見もあると思うんですよね。だからその意見はもちろん職員にぶつけてくれたらいいと思うんですよ。

ただ、そこでやっぱり一方的じゃなしに、職員もやっぱり町長、これはこうやから、こうやってしていった方がいいよとか、いろんな、やっぱりこの1人の思いより、みんなの知恵を借りると、幾つかやっぱりいろんな意見でええ意見が出てくると思うんですよ。だから、そういったところをわきまえて、この4月の人事、私も建部議員ではありませんが、非常に期待をしておきたいと思います。

その次に、続いて建設水道課に管理者というか技術者、これがもう2年間、県の方から指摘されていますよね。兼務じゃなしに置くということ。これは今年の人事ではもう確実に、兼務じゃなしに建設水道課に配置するという考えはどうなんですか。どうなんですかというか、これはせなあかんと思うんですが。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 もう一度今の振り返りですが、職員せめるのも仕事の中身であります、仕事をする課という単位がありますので、そこで仕事を手伝ったり、教え合ったり、そういういい関係づくりを構築しなければならないというふうに思っておりますので、それを含めて人事の課題というふうに思っているところであります。

それから次の、建設水道課に水道事業がありまして、丸山議員でなく、他の議員も指摘をいただいています水道の技術管理者についてであります、水道法第19条で、水道事業者、水道の管理について、技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を1人置かなければならないというふうに法律で定められたものであります。今、それじゃあ配置しているかというのと、水道課に有資格者がいませんので、兼務で、変則ですけど3年度は乗り切らせてもらっております。このことをあらかじめご指摘いただいておりますので、今年度、令和3年度については厚生労働大臣が登録をする資格者取得講習に職員を派遣しておりまして、おおよそ修了のできるめどがたちましたので、令和4年度、新年度は担当課で水道技術管理者が配置できるというふうに思っておりますし、配置をする予定をしているところでございます。

○宮崎議長 丸山議員。

○丸山議員 もう町長、これ、私らもずっと、ほかの他の議員も聞いておりますが、もう2年間、これは兼務という状態でありましたので、これはぜひ、もうこの令和4年度には技術管理者を建設水道課に置くということで、もうそれは約束というか、そうでないと県からも指摘をされているので、それだけはよろしくお願ひしたいと思ひます。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 分かりました。しっかり設置ができるようにさせていただきます。

○丸山議員 それでは、この質問を終わり、次の質問に入ります。

除雪についてですが、今年の大雪、非常に災害に等しいぐらいの大雪でありました。その中でも建設水道課の職員の皆さん、非常に早く連絡を除雪業者と取り、24時間かわらぬ、夜中でも電話をかけて、雪の、夜中見に出て、非常に大変だったと思ひます。これはもう業者の皆さんも、かなり喜んでおります。甲良町の対応は非常に良かったと、早かった。この近隣でいう、1市4町の市町の中では、やっぱり甲良の道が一番美しく開いていると、早くから。これは非常に評価を、私もよその市町からも聞いているんです。やっぱりそれは、やっぱ建設課の対応がすごく早かったのが一番のことだと思ひております。

そういった中で、私が先ほど、他の議員からの質問もありましたけど、彦根市の方が豪雪地帯に認定をしていただくということで、国の方に行ったとは聞いておるんですが、甲良の町も、私らはまだ子どもというか、若い頃かな。五六、五八、五九豪雪、そんなときにはまだ正直そんなに興味がないので、記憶というか、薄いものですから、確かによく雪が降ったときがありました。だから、そういった時代で、いつときは307号線が、甲良町の池寺付近がゲリラ雪が降るといふ、ゲリラ地帯だと言われることもありました。

そういった意味で、これからやっぱり異常気象もありまして、いつこんなような、災害のような雪が降るか分かりませんので、やっぱり豪雪地帯、彦根市の方はその認定に、何か国の方に行ったとか聞いているんですけど、町長、何か聞いておられますか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 たしか2月13日に、市長が走られたというので、直接彦根市長のところに、どういうことで行かれましたが、うちも同じですので、一緒に行きたかったんではないかと申すたら、最初、議員がおっしゃるように、準、積雪寒冷特別地域の準じる地域指定やということに行かはったんやということ聞いたんですが、残念ながらそういうことは、今言うて今できる問題ではないので、お願ひに行ったのは、やっぱり総務省へ、除雪経費についてを特別交付税でお願ひしたいということをお願いしてきたんやということをおっしゃ

いました。直接確認をさせていただきましたので、このことに間違いはありません。

○宮崎議長 丸山議員。

○丸山議員 より早く、彦根市さんの方が行ったということを聞きましたので、今言う、なかなか今、こういうコロナという時期もありますので、なかなか国の方も会ってもらえないかと思いますが、そういうときはやっぱり地元選出の、2区の上野代議士先生がいるので、やっぱりそこはちょっとワンクッション置いて、上野先生への電話入れて、何とか取り持っていたきたいとかいうような感じで、正直、そら彦根市も多賀町も、近隣で言うたら307線、愛荘町までぐらいは、この間の雪はもうすごい大雪であったことから、やっぱりそれを全部いっぺんにせえという大変なことかもしれませんが、私たちも全国議長大会で東京の方に行ったときに、やっぱり東北地方の人、東北地帯はやっぱり豪雪地帯に認定していただいているし、やっぱり予算、除雪の費用がすごく下りているんですよ。

今、滋賀県内でも長浜市、今は長浜市という大きい町になりましたけど、昔からもう長浜でも余呉町の方、上へずっと、柳ヶ瀬というのかな、あの辺はもう昔から、長浜でも豪雪地帯に認定されているそうです。聞きましたら。今はもう長浜市という名前で広がっているで、町の方の長浜でも、テレビなんか、新聞なんか報道していると、長浜市が豪雪地帯やということで、あんなところかと思うか知らんけど、やっぱり聞くと、どうも山奥の方が、もう早くから、余呉町というか、その辺のときからもう豪雪地帯になっているということなんですよ。

だから、そういうふうなこともあり、やっぱりこれからはゲリラというか、もうある意味、この間の雪はほんまに災害、1つの災害じゃないかいうぐらいの大雪だったので、早いところ、やっぱこういうところも、近隣の市町には悪いですが、負けないように早いこと甲良町としても予算化をしていただけるように、今年は何か聞いておられると、各課の予算を、組んである予算を、使わなかった部分をかき集めて、何か除雪費用に回せる、だから今年は何とか行けているという感じですが、これが毎年こんな感じで行けるかどうか分かりませんので、やっぱりちゃんとした予算化、これだけは自然のもので、降ったときのことを考えて、やっぱり予算化をよろしく願いしたいなと思うんですが。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 2月13と申し上げましたが、コロナ前でまん延防止直前でありましたので、彦根市長は滑り込みで国への陳情を行われました。その後、甲良と豊郷2町連絡協議会で特別交付税の陳情日程を組んでいただいて、そし

て東京事務所、滋賀県の東京事務所と、それから2区の上野先生の事務所を通じてその段取りをしてもらっておりました。残念ながら面談ということはできないので、議会の途中にウェブで陳情させていただいて、同時に鳩山総務大臣政務官とのウェブ会議でありましたので、そのときは私と伊藤町長が陳情し、さらにウェブも上野代議士のところもつないでいただいて、直接鳩山政務官に後押しをいただいたということで、連携をさせてもらっているところでございます。

○宮崎議長 丸山議員。

○丸山議員 何とか町長、そういうような関係で、流れで、やっぱりこの、こんな言葉悪いですが、せっかく上野先生がいる中で、通じて、やっぱりより早く、これもお願いをしておきたいなと思います。

それと、先ほど阪東議員も言っておられましたが、重機の入る集落もあれば、重機の入らない集落、今年、私も何回か見ていますけど、トラクターなんかで、バケットつけてやってくれているトラクター、そしてまた、後ろの方に排土板みたいな鉄板をつけてやってくれているトラクター、何回か見かけました。やっぱりああいう集落の狭いところで、機械が入れないようなところは、やっぱり農業のそういう関係の方が一生懸命頑張ってくれていました、確かに。そういった中で、この間、阪東議員にも聞いたら、ああいうバケット1つ買うのに80万円ぐらいするとかいう話ですよ。だから、全く全額80万円をとというわけにはいきませんが、やっぱり半分でも、そういうトラクターなんかで一生懸命頑張ってくれた集落の皆さんに、やっぱり補助金を出してあげるべきでないかなと。

というのは、やっぱりその人らが動いてくれへん限りは、重機が入れないような狭さ、やっぱり孤立して、まだここらは何とか、まだ歩いてでも買物に行こうと思ったら行けんようなところではありませんが、今言うている多賀町なんかはこの大雪で、去年の27日、佐目の集落からもう大君ヶ畑向いて、通行止め。もう除雪が全然間に合わない。そういうことで、もう通行止めにしてやっていたそうですよ。だから、そういうようなとき、やっぱり集落が孤立しているで、食べ物を、ほら3日、2日や、3日、何とかいけるかもしれないけど、それが1週間も10日も続いたら本当に大変なことです。やっぱりそういうようなこともあり、やっぱり甲良町の町はまだ平地というところもありまして、まだ非常に雪が積もっても、まだ動けるところが、ちょっとでも救いかなと思うんです。そういった中で、やっぱり農業の方にも、今後やっぱりそういうようなアタッチメントというかな、バケットなんか購入したとかいうんだったら、やっぱり何らかの補助金を出してあげるべきではないかなと思うんですが、どうですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 先ほど申し上げましたが、建設課長が具体的中身を随分把握してくれていますので、新たな協力体制、あるいは今提案いただいた、丸山議員のいただいた内容についてを近いうちに取りまとめて、協議をする段取りをしていますので、内容については建設水道課長、答弁をお願いします。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 議員のおっしゃるとおり、そういった補助形態についても、先ほど阪東議員にも申し上げたとおり、自治会と協議をさせていただきたいと。近隣の米原、彦根、その辺り、約40万、50万とかいうような補助制度を持っておられますので、その辺りも参考にしながら、今後考えさせていただきたいと思います。

○宮崎議長 丸山議員。

○丸山議員 建設水道課長、申し訳ないけど、やっぱりこの近隣も、比べて言うとなれやねんけど、やっぱり甲良の町は甲良の町として独自の、やっぱりこの大雪に頑張っていたいただいた農業の方にも、これは近隣も大切なんですけど、やっぱり甲良の町としてもより早く、こういうような補助を見てあげていただきたい。やっぱりそうでないと、今、燃料なんかめっちゃめっちゃ高いですよ。そういう中で、ずっとボランティアというわけにはいきませんので、最低限度かかる経費がありますので、やっぱりそういうようなところで、その今言うバケットなんかでも、ほかのことも使えるとは聞いておるんですが、やっぱりあれだけ大雪が降ったときに、非常にやっぱり頑張っていただけで助かったというのは、狭い集落の方に聞いておるので、これはやっぱり、より早く甲良町独自でもお願いしたいなと思います。

そんな感じで、人事の問題と、この除雪のことに関して、この人事に関しては4月の人事を期待しております。また、除雪に関して今後の課題ということで、今後もよろしく願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○宮崎議長 丸山議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後 4時57分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 宮 寄 光 一

署 名 議 員 山 田 裕 康

署 名 議 員 野 瀬 欣 廣